

みんなが輝くまち・きみつプラン

(第5次君津市男女共同参画計画)

(最終案)



令和4 (2022) 年度 ▶ 令和8 (2026) 年度

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 男女共同参画を取り巻く社会的背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 男女共同参画に関する国内外の動き.....	2
（世界・国・県の動き）	
4 計画の概要.....	4
（計画の位置付け、計画の期間、計画とSDGsの関わり）	
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 計画の名称.....	6
2 基本理念.....	6
3 基本目標.....	7
4 優先的取組事項.....	8
5 計画の体系.....	10
第3章 施策の展開	12
基本目標1「多様性を認め合うまちづくり」	12
【基本的な課題1】男女共同参画社会実現に向けた意識づくり.....	12
【基本的な課題2】学びの場における男女共同参画の意識づくり.....	17
基本目標2「誰もが活躍できるまちづくり」（女性活躍市町村推進計画）.....	20
【基本的な課題3】女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり.....	20
【基本的な課題4】働く場における男女共同参画の促進.....	24
【基本的な課題5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	30
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり.....	35
【基本的な課題6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）	35
【基本的な課題7】誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	39
【基本的な課題8】生涯を通じた健康支援.....	42
【基本的な課題9】防災分野における男女共同参画の促進.....	45
第4章 計画の推進にあたって	48
1 計画の推進体制.....	48
2 計画の進捗管理.....	48
3 数値目標の設定一覧表.....	49

参考資料

1 計画の策定経過.....	52
2 君津市男女共同参画推進懇話会委員名簿.....	54
3 君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱.....	55
4 君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱.....	56
5 男女共同参画社会基本法.....	58
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	62
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	71
8 男女共同参画に関する国内外の動き.....	81
9 第5次君津市男女共同参画計画策定にあたっての意識・実態調査結果報告書【概要版】	85

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

平成11（1999）年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられています。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつありますが、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」¹が依然として根強く残っているのが現状です。

さらに、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識することとなり、支援を必要とする女性等が誰一人として取り残されることのないよう、よりきめ細やかな支援対策が必要であるとされています。

これらの課題の解決に向け、働く場をはじめ、家庭、地域社会などあらゆる場において「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、働く意欲を持った女性が希望どおりにかつ本人の能力を十分に発揮できる働き方を実現していくとともに、感染症が収束したポストコロナの時代を見据えた男女共同参画の在り方を検討していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成8（1996）年5月に女性施策を総合的、計画的に推進するための基本指針となる「ハーモニーきみつプラン」を策定し、平成13（2001）年3月には、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、男女共同参画施策の基本となる「君津市男女共同参画計画」を策定しました。その後3度にわたる改訂を重ね、現在、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）による取組の推進や防災分野における男女共同参画の推進を新たに組み込んだ「第4次君津市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を展開してまいりました。

この度、令和4（2022）年度からスタートする君津市総合計画や、国及び県が第5次男女共同参画基本計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を策定したことを踏まえ、男女共同参画をより総合的かつ効果的に推進するため、「みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。

3 男女共同参画に関する国内外の動き

(1) 世界の動き

- 女性の地位向上を目指す世界的な動きは、昭和50（1975）年に、国連が「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択したことから始まりました。
- 昭和54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、日本は昭和60（1985）年に批准しました。
- 平成7（1995）年の「第4回世界女性会議」では、女性の地位向上やエンパワーメント²などを推進する「北京宣言」と今後各国が取り組むべき課題を示した「北京行動綱領」が採択されました。
- 平成20（2008）年12月に、日本を含む8か国から、国連総会へ「性的指向と性自認に関する声明」が、性的マイノリティに対する人権保護の促進を求める声明として、初めて提出されました。
- 平成23（2011）年には、ジェンダー（社会的性別）³平等と女性エンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足し、「女性と女兒に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「開発、人権、人道的対策、平和と安全保障のパートナー・受益者としての男女間の平等の達成」が目標に掲げられました。
- 平成28（2016）年の女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの日本の男女平等に向けた取組に対する総括所見では、性別で役割を固定的に捉える意識の解消、DV（ドメスティック・バイオレンス）⁴を含む女性に対する暴力への取組、政策・方針・意思決定の場への女性の参画促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）⁵の推進などを履行するように勧告されました。
- 令和3（2021）年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」⁶では、我が国は156か国中120位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。毎回上位を占めている北欧諸国に比べ日本は、特に「政治」「経済」分野において、依然として大きな格差が残っていることが現状であり、格差解消のためには、あらゆる分野において男女共同参画の推進が必要であるとされています。

²エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

³ジェンダー（社会的性別）：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

⁴DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある相手（過去にそうであった人を含む）からの暴力のこと。身体的な暴力のみならず、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も暴力にあたるかとされている。

⁵仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

⁶ジェンダー・ギャップ指数（GGI）：スイス非営利財団世界経済フォーラムが2006年から毎年発表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、各国の男女格差を示す指標。

(2) 国の動き

- ・昭和52（1977）年に「国際婦人年世界会議」で採択された各国の取るべき措置のガイドラインである「世界行動計画」を取り入れるため、婦人問題の課題や目標を定めた初めての「国内行動計画」を策定しました。
- ・昭和54（1979）年に国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、この条約を昭和60（1985）年に批准しました。
- ・平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を目指す初めての国内法である「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、この男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的として平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成17（2005）年には、政策・方針過程への女性の参画拡大の推進等を盛り込んだ「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、平成25（2013）年に適用対象を拡大した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改正されました。
- ・平成19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。
- ・平成22（2010）年には、男女共同参画社会が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・平成27（2015）年には、“働く場面で活躍したい”と希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を公布、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、同年7月には、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。
- ・令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。第5次計画においては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染拡大による女性への影響に対する支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などが盛り込まれています。

(3) 県の動き

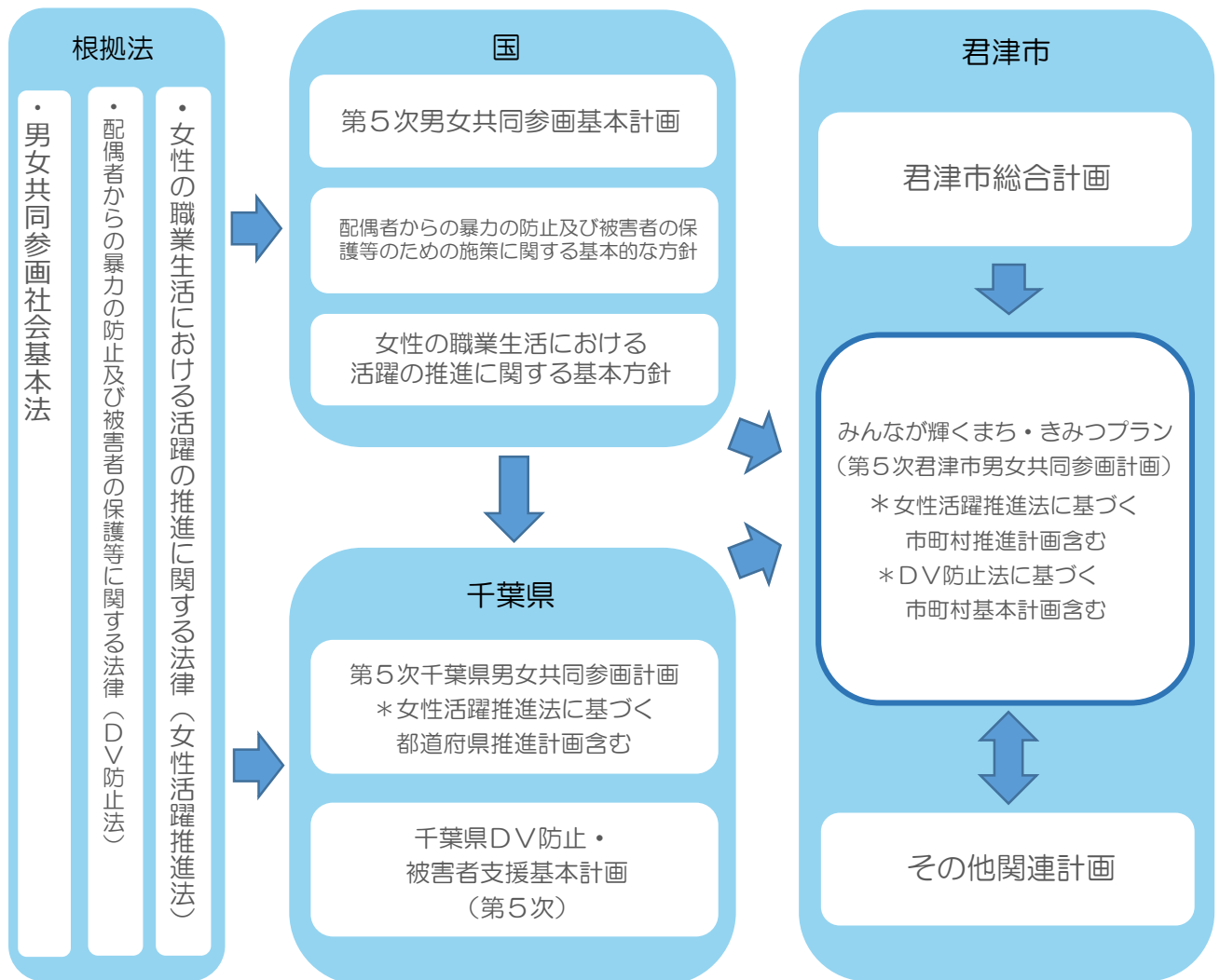
- ・昭和56（1981）年に初めての女性計画である「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定し、以降、昭和61（1986）年には「千葉県婦人計画」を、平成3（1991）年には「さわやかちば女性プラン」を、平成8（1996）年には「ちば新時代女性プラン」を策定しました。
- ・平成13（2001）年3月には、男女共同参画社会基本法に基づき、それまでの女性計画に替わる「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。また、平成14（2002）年には、従前の婦人相談所の業務に配偶者暴力相談支援センターの機能を加えた「千葉県女性サポートセンター」を開設し、DV被害者の相談・保護・支援や、暴力以外で女性の抱える様々な悩みや問題などにも対応しています。
- ・4度にわたる改定を重ね、現在は令和3（2021）年に策定した「第5次千葉県男女共同参画計画」及び令和4（2022）年に策定した「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」に基づき、男女共同参画社会づくりの推進及びDVを許さない社会の実現に向けて取り組んでいます。

4 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

また、国や県の男女共同参画基本計画及び「君津市総合計画」をはじめ、他の関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会⁷を推進するための計画です。



⁷男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、伝統的な考え方や慣習などにとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

(3) 計画とSDGsの関わり

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標“SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals）”」が発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として、全会一致で採択され、令和12（2030）年を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした関連するゴールの達成へ向け寄与していきます。



1 計画の名称

本市では、平成8（1996）年に「ハーモニーきみつプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定や改訂を繰り返し行ってきました。

今後は、次世代に向けて、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらに進め、「男女」に限らず、誰もが自分らしく輝ける社会を実現するためのまちの姿を示すものとして、計画の名称を「**みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）**」とします。

2 基本理念

本計画においては、「男女共同参画社会基本法」を踏まえつつ、社会的背景の変化をはじめ、これまでに見えてきた継続的な課題や新たな課題、また、「君津市総合計画」の考え方などに基づき、次のように基本理念を掲げます。

基本理念

市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い

誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指して

3 基本目標

本計画では、新たに定める「基本理念」の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標1「多様性を認め合うまちづくり」

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）⁸にとらわれることなく、誰もが自分らしく活躍できるよう、男女共同参画に対する意識づくり、教育・学習等の基盤づくりを推進します。

基本目標2「誰もが活躍できるまちづくり」

仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、誰もが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し活躍できる環境の整備に努めます。

※この基本目標2に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標3「安心して暮らせるまちづくり」

個人としての尊厳が尊重され、社会全体が多様性を認める環境を整備するとともに、誰もが自らの存在に誇りを持って、いきいきと暮らせる安全で安心な社会の構築を図ります。

※この基本目標3に係る取組のうち、「基本的な課題6 あらゆる暴力を根絶する社会づくり」（P35）の取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

⁸無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

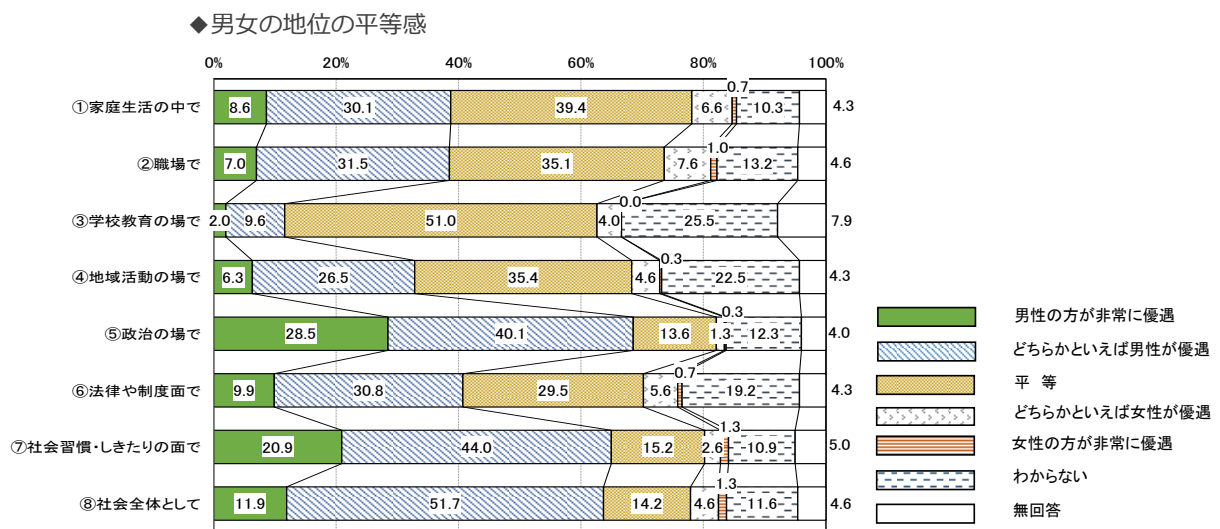
4 優先的取組事項

本市の現状と課題を踏まえ、以下の4つの事項を優先的に取り組みます。

【優先的取組1】 固定的な性別役割分担意識の解消

男女の地位の平等感について、令和3（2021）年に君津市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、全ての分野において「男性優位意識」が強く、特に「政治の場」、「社会習慣・しきたりの面」、「社会全体」では、約6割と高い割合となっています。

未だに根強く残っている固定的な性別役割分担意識の解消に向け、取組を進めていく必要があります。



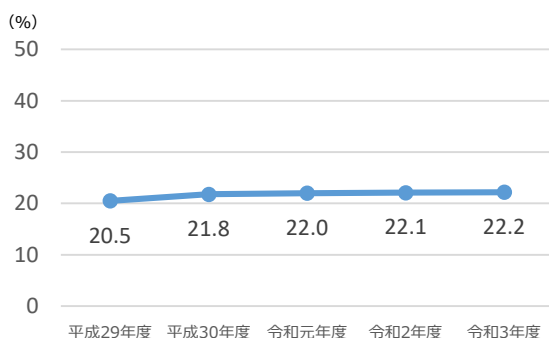
（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

【優先的取組2】 女性活躍の推進

市審議会等における女性委員の登用は徐々に進んできていますが、令和2（2021）年4月1日現在の審議会委員における女性の割合は22.2%と低い状況です。また、令和3年（2021）年に君津市で実施した「男女共同参画に関する事業所実態調査」（以下「事業所実態調査」という。）では、市内事業所の管理職に占める女性の割合が非常に低く、特に課長相当職では1割未満となっており、管理職等の意思決定における女性の参画状況は十分とは言えません。

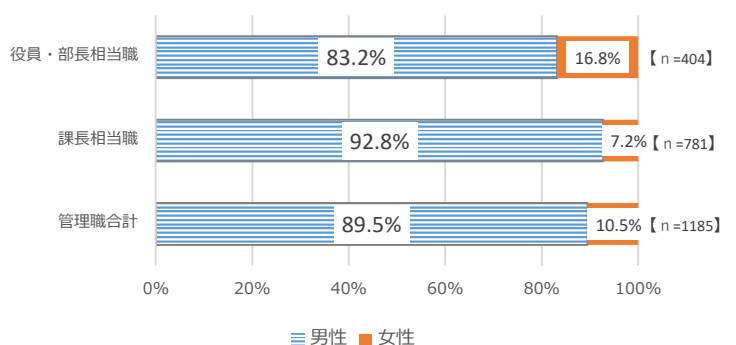
市全体で、社会のあらゆる政策・方針決定過程への女性の参画をより一層推進するための機運づくりや支援体制の整備等が必要です。

◆市審議会等の女性委員登用率



（資料）市民活動支援課作成資料（各年4月1日現在）

◆市内事業所管理職比率



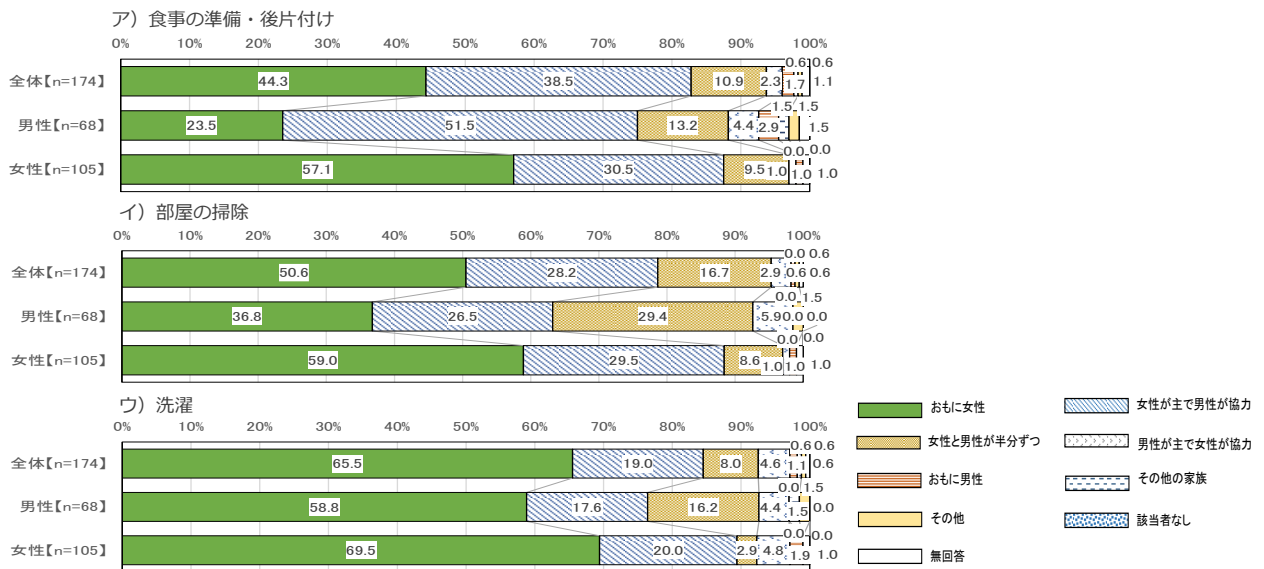
（資料）君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」（令和3年）

【優先的取組3】ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の仕事と生活の両立には、家庭等における男性の家事・育児・介護等への参画が不可欠ですが、家庭生活における家事・育児分担について、市民意識調査では、食事の準備・後片付け、部屋の掃除、洗濯などの家庭内の家事の多くを「女性」が担っているという回答が多く、家庭内における役割が女性に偏っている現状が伺えます。

男性の家事・育児・介護への参画のきっかけづくりや具体的な機会を提供することにより、ともに協力し合い、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

◆家庭内の役割分担について



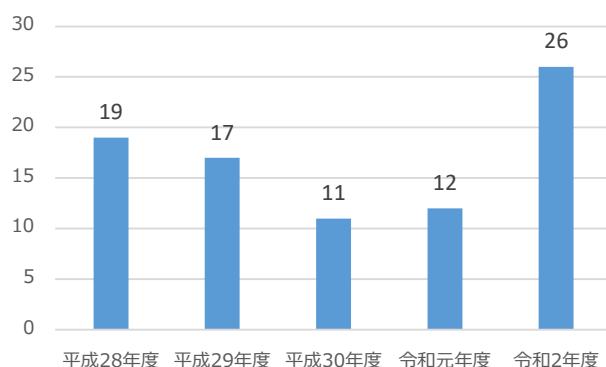
【優先的取組4】DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶

本市のDV相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増加傾向にあります。被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細かな対応を図ることが重要です。

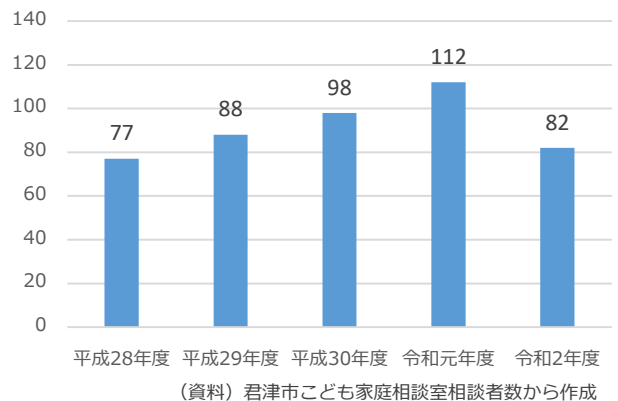
また、児童虐待については、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により休校したため、学校からの通報が著しく減ったことから、相談件数は減少していますが、近年、児童虐待の件数は増加の一途をたどっています。

DVと児童虐待は同じ家庭内で発生することも多いことから、DVと児童虐待の被害者支援は、両面から対応する必要があります。

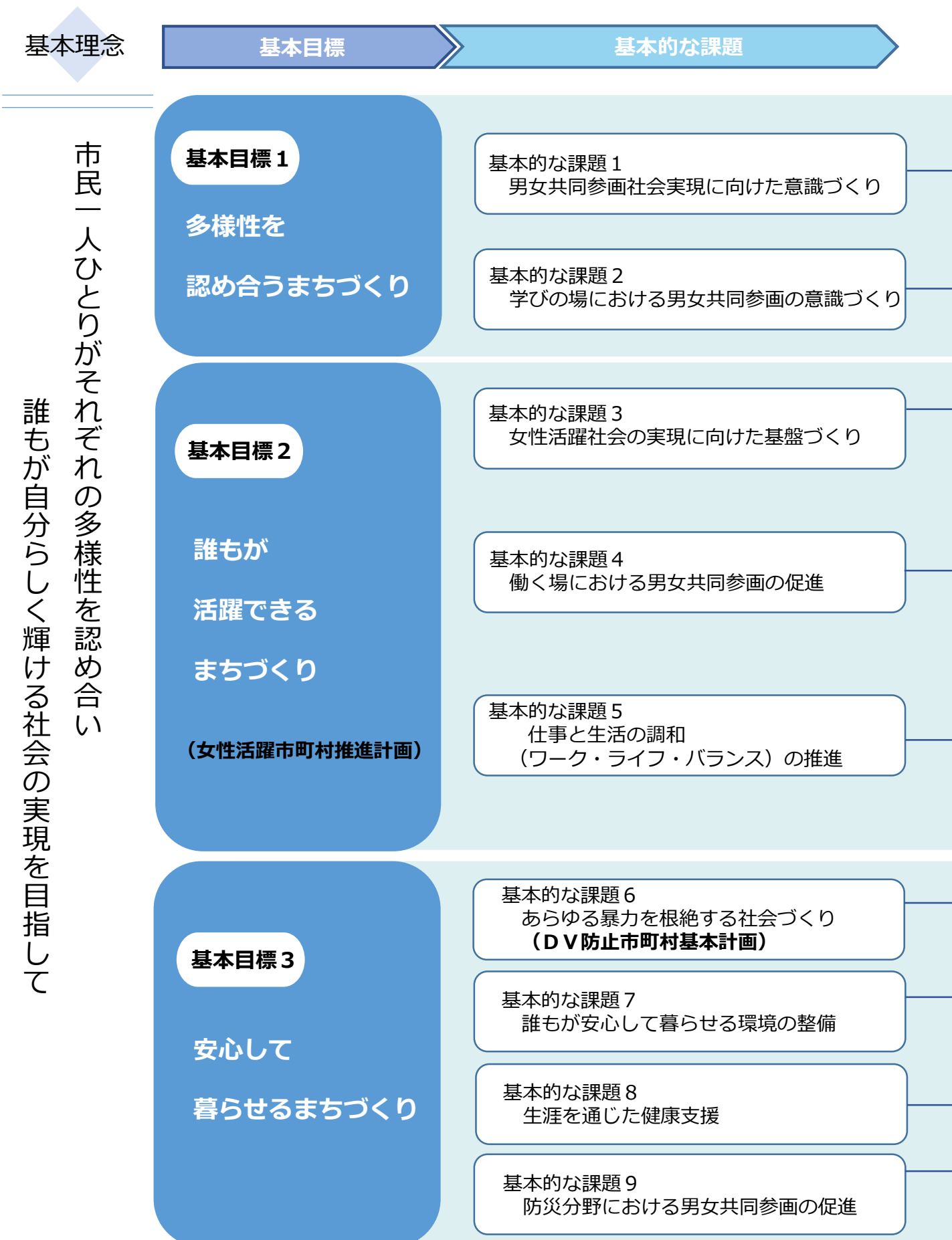
◆DV新規相談件数推移



◆児童虐待行為の相談件数推移



5 計画の体系



優先的取組事項

優先取組1 固定的な性別役割分担意識の解消

優先取組2 女性活躍の推進

優先取組3 ワーク・ライフ・バランスの推進

優先取組4 DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶

施策の方向性

具体的な事業

人権の尊重に関する意識づくり

男女共同参画に関する啓発 **優先取組 1**

性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進

性的マイノリティ（LGBT）に関する支援

学校教育における男女共同参画の啓発・推進 **優先取組 1**

- 1 人権問題講演会・セミナーの開催
- 2 人権問題の学習講座の開催
- 3 人権週間事業の実施

- 4 男女共同参画週間事業の実施

- 5 性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進
- 6 性的マイノリティ（LGBT）に配慮したアンケートの実施

- 7 パートナーシップ制度導入に向けての検討・研究
- 8 学校教育における個別支援

- 9 人権・男女共同参画に関する教室の開催
- 10 教員による人権教育の推進
- 11 小・中学校教職員研修の実施

政策・方針決定過程への女性の参画拡大 **優先取組 2**

女性の人材育成支援 **優先取組 2**

市内企業への男女共同参画の推進 **優先取組 2**

女性の個性と能力の発揮に関する支援

市役所における男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 **優先取組 3**

多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実 **優先取組 3**

男性の家事・育児・介護への参加促進 **優先取組 3**

- 12 市役所内審議会等の女性委員の登用促進
- 13 市役所における女性管理職の登用促進

- 14 女性リーダーの育成支援
- 15 女性従業員リーダーシッププログラムの実施

- 16 市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催
- 17 一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣事業
- 18 公共調達を活用した男女共同参画の推進

- 19 再就職への支援
- 20 家族経営協定の普及促進
- 21 女性の参画が少ない分野での男女共同参画の推進

- 22 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止啓発
- 23 女性の応募率の向上促進
- 24 事務分担の適正化
- 25 女性人材育成のための学習・研修機会の充実
- 26 男性職員の育児休業等の取得促進
- 27 働き方改革を踏まえた労働時間短縮や休暇取得の促進
- 28 産前・産後のフォローアップ体制の充実

- 29 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報の提供
- 30 育児・介護休業制度の普及促進

- 31 総合的な子育て情報の提供
- 32 学童保育への支援
- 33 土曜延長保育の充実
- 34 一時保育、産休明け保育の実施
- 35 待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応
- 36 病児・病後児保育の実施

- 37 男性の育児・家事参加のきっかけづくり
- 38 家族介護支援事業の拡充

DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **優先取組 4**

ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への対応

高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

一人ひとりに応じた健康支援の推進

女性のライフステージに合わせた健康支援

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

消防・防災活動における女性活躍の促進

- 39 民生委員・児童委員と連携した取組の推進
- 40 女性に対する暴力をなくす運動週間の実施
- 41 配偶者暴力に関する相談体制の整備
- 42 児童虐待防止対策と連携した支援の実施
- 43 配偶者暴力に関する相談窓口の周知
- 44 人権擁護委員と連携による配偶者暴力に関する相談窓口の開設

- 45 ひとり親家庭への能力開発支援（就労支援）
- 46 母（父）子家庭、寡婦世帯の自立に向けた相談事業の実施
- 47 養育費の取決め等の促進
- 48 生活困窮世帯等への就労支援

- 49 高齢者、障害者への様々な支援の充実
- 50 外国人市民相談窓口等の充実
- 51 外国人児童生徒・帰国児童生徒に配慮した教育の推進

- 52 検診の意識啓発
- 53 健康増進モデル事業の実施

- 54 妊娠期から子育て期にわたる母子保健体制の充実
- 55 女性の健康づくりの推進

- 56 地域防災への女性の参画の促進
- 57 個別対策マニュアル等の見直し

- 58 消防団への女性の入団促進

基本目標1 「多様性を認め合うまちづくり」

【基本的な課題1】男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

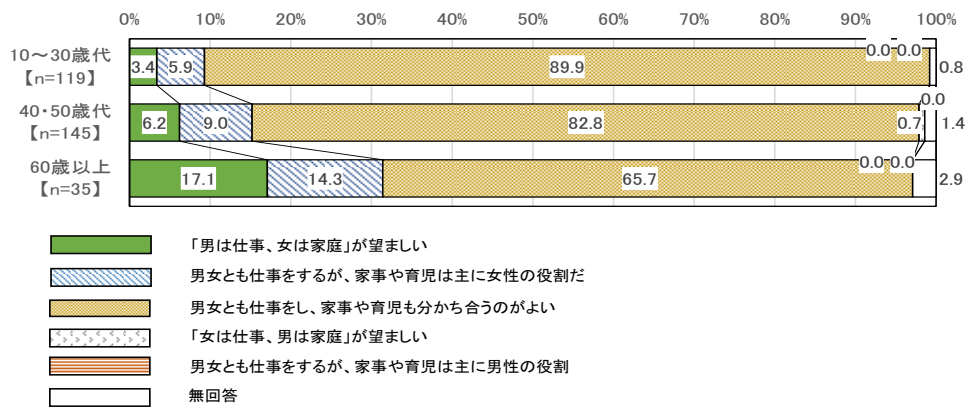
現状と課題

- ・「市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考えについて、「男女とも仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」と回答した割合が最も多くなっていますが、年齢階層別傾向で見ると、世代が上がるにつれて「『男は仕事、女は家庭』が望ましい」、「男女とも仕事をするが、家事や育児は主に女性の役割だ」の割合が増えていることから、**未だに固定的な性別役割分担意識が根強く残っている**と言えます。【図表1】
- ・男女共同参画に関するさまざまな取組が社会全体で進められている中、依然として大きな改善がみられていない要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成された**固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）**があることが挙げられることから、**継続的な誰にでも分かりやすい意識啓発**が必要です。
- ・「市民意識調査」では、性的マイノリティ（LGBT）⁹について、57.6%と半数以上の方が「言葉と意味の両方知っている」と回答していますが、「意味を知らない」（「言葉は知っている」と「知らない」の合計）と答えた方も41.8%と比較的高い数値となっています。【図表2】
- ・本市が令和3（2021）年に実施した「男女共同参画に関する中生意識調査」（以下「中生意識調査」という。）では、「今までに自分の身体の性、心の性または恋愛対象の性などで悩んだことがある」と男女ともに約1割強の生徒が回答しており、そのうちの約半数が「誰に相談してよいかわからない」「知られたくない」と答えていることから、**性的マイノリティ（LGBT）専門相談窓口の周知や当事者への配慮、理解促進**が求められます。【図表3、図表4、図表5】

⁹性的マイノリティ（LGBT）：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言います。また、レズビアン（女性同性愛者 Lesbian）・ゲイ（男性同性愛者 Gay）・バイセクシュアル（両性愛者 Bisexual）・トランスジェンダー（こころの性と身体の性が一致していない方 Transgender）の頭文字をとった、性的少数者の総称として、LGBTとも呼ばれています。

図表 1

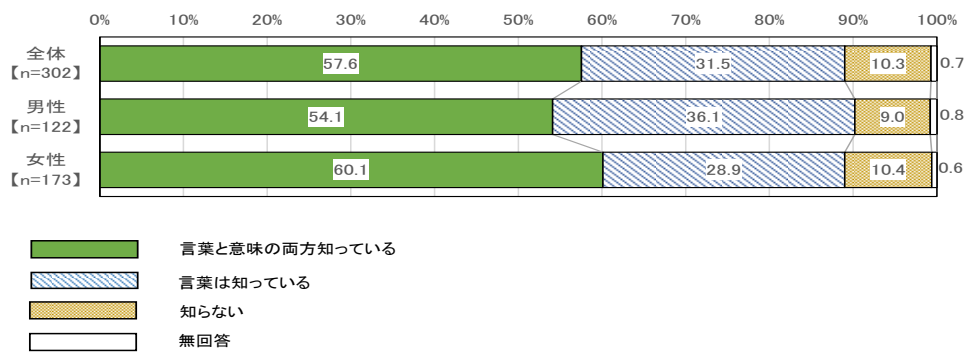
「男は仕事、女は家庭」
という考え方（年齢階層別）



（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

図表 2

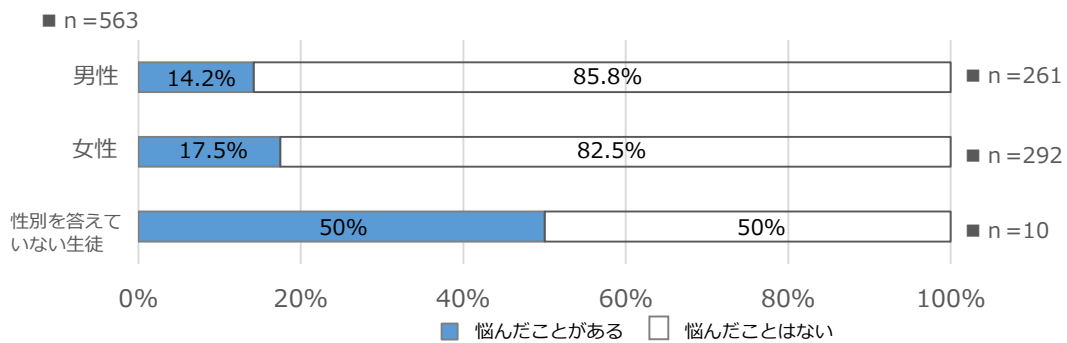
性的マイノリティ（LGBT）
に関する認知度



（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

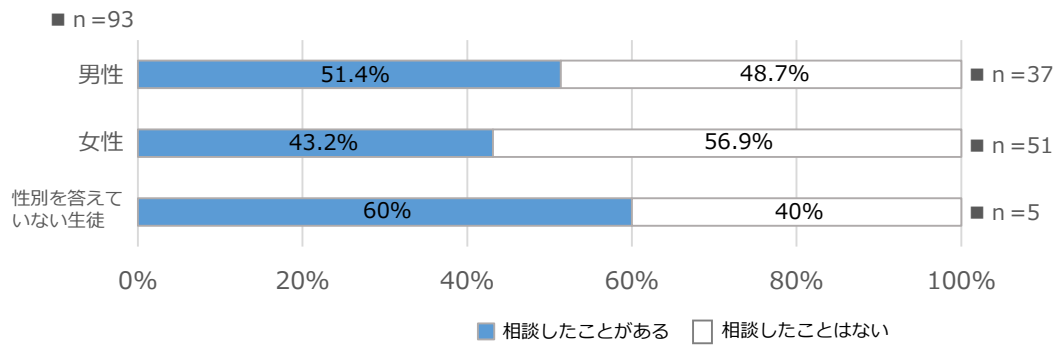
図表 3

身体・心の性、恋愛対象の性
で悩んだことがある人の割合（中学生）



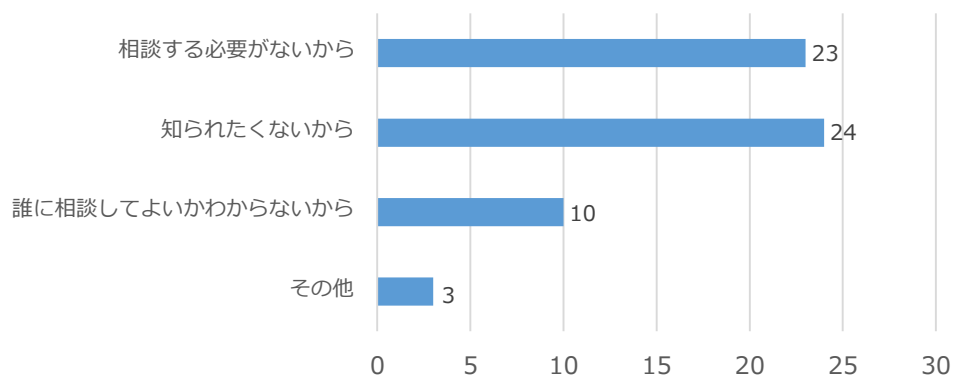
（資料）君津市「男女共同参画に関する中学生意識調査」（令和3年）

図表 4
 身体・心の性、恋愛対象の性で
 悩んだことがある人の他者へ相談した割合（中学生）



(資料) 君津市「男女共同参画に関する中学生意識調査」(令和3年)

図表 5
 身体・心の性、恋愛対象の性で
 悩んだことがある人の中で他者へ相談しなかった理由（中学生）



(資料) 君津市「男女共同参画に関する中学生意識調査」(令和3年)

目標と方向性

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤となる人権を尊重した意識づくりを推進するとともに、誰もがその個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに男女共同参画の意義と重要性について働きかけていきます。

また、性的指向・性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めます。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）人権の尊重に関する意識づくり

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
1	人権問題講演会・セミナーの開催	人権問題に対する理解と認識を深め、市民等の人権意識を醸成するため、講演会やセミナーを開催します。	市民活動支援課	市民	継続
2	人権問題の学習講座の開催	公民館を中心に地域の実情に合わせた人権問題・男女共同参画に関する講座を開催します。	各公民館	市民	見直し
3	人権週間事業の実施	人権週間（12/4～12/10）に合わせ、市HP・広報、SNS等を活用した情報発信、啓発を行います。	市民活動支援課	市民	新規

施策（2）男女共同参画に関する啓発

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
4	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間（6/23～6/29）に合わせ、市ホームページ・広報紙、SNS等を活用した周知や啓発チラシを発行するとともに、図書館に特設コーナーを設置し啓発に努めます。	市民活動支援課 中央図書館	市民	新規

施策（3）性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
5	性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進	性的マイノリティ（LGBT）に関する理解を促進するための啓発を市ホームページや広報紙等を通じて実施するとともに、当事者が利用することのできる相談支援等の周知に努めます。	市民活動支援課	市民	新規
6	性的マイノリティ（LGBT）に配慮したアンケートの実施	市がアンケートを実施する際には、性的マイノリティ（LGBT）に配慮した内容とするよう、職員への啓発に努めます。	市民活動支援課	市	新規

施策（4）性的マイノリティ（LGBT）に関する支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
7	パートナーシップ制度導入に向けての検討・研究	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度（仮称）の導入を検討します。	市民活動支援課	市民	新規
8	学校教育における個別的支援	性的マイノリティ（LGBT）について、児童生徒の人権尊重を基本として、教育相談により個に寄り添いながら、発達段階に応じた個別対応を行います。	学校教育課	市民	継続

数値目標

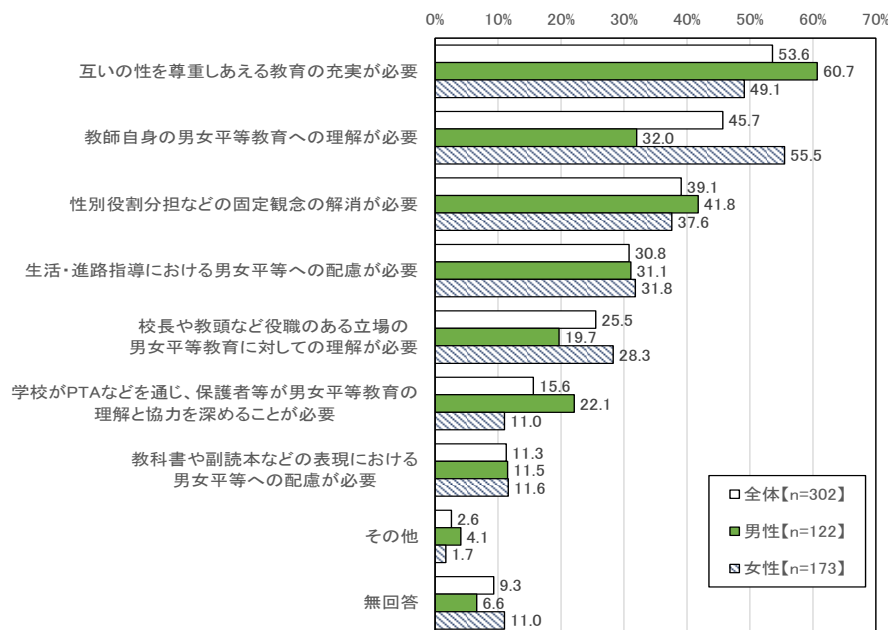
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
人権問題講演会・セミナー参加者アンケートで「人権問題への関心や理解が深まった人の割合」	100% (令和3年度)	90%以上
人権問題・男女共同参画に関する講座を実施した公民館数	100% (令和2年度)	100%
社会慣習・しきたりの面で「男女平等」と回答した人の割合（市民意識調査）	15.2% (令和3年度 市民意識調査)	30%
性的マイノリティ（LGBT）の「言葉と意味の両方知っている」と回答した人の割合（市民意識調査）	57.6% (令和3年度 市民意識調査)	70%

【基本的な課題2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

現状と課題

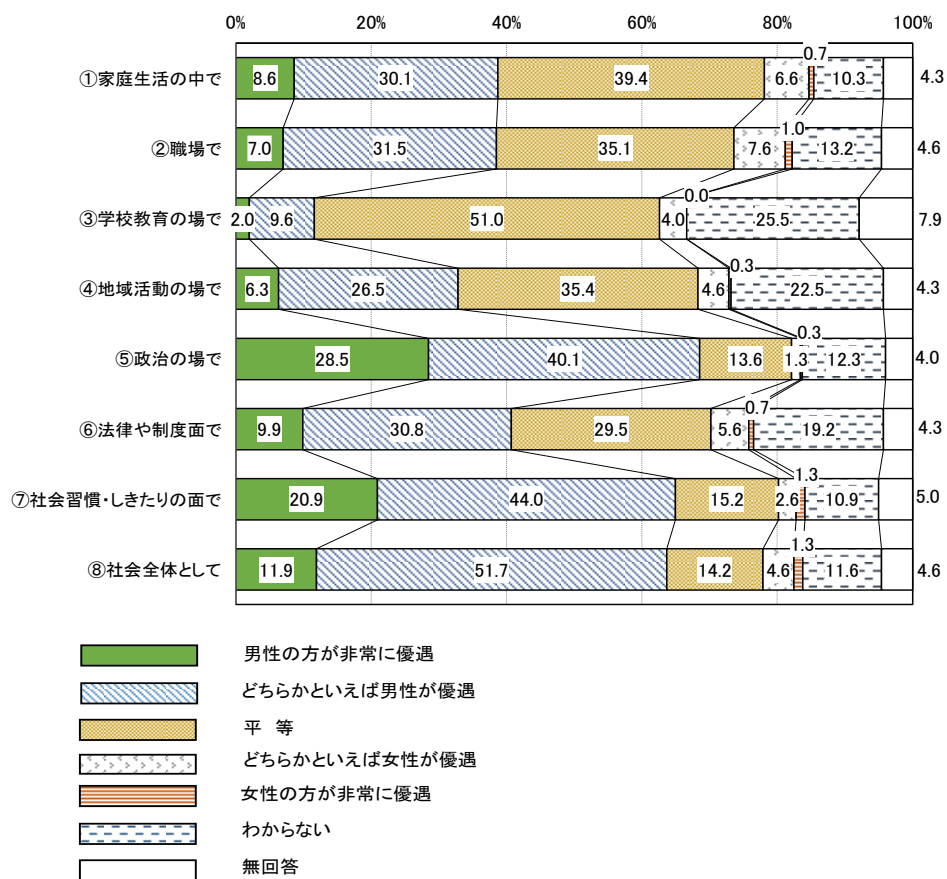
- ・「市民意識調査」によると、男女平等意識を育てるために学校教育における必要な取組として、「互いの性を尊重しあえる教育の充実」（53.6%）、「教師自身の男女平等教育への理解」（45.7%）、「性別役割分担などの固定観念の解消」（39.1%）、「生活・進路指導における男女平等への配慮」（30.8%）と続いています。【図表6】
- ・男女の地位の平等感について、「市民意識調査」では、「社会慣習・しきたりの面」で平等だと感じる人の割合が15.2%と極めて低く、64.9%の人が男性の方が優遇されていると答えていることから、地域での固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。そういった固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されるため、特に次世代を担う子どもたちに対して人権の尊重を基本とする男女平等教育を徹底していくことが重要です。【図表7】
- ・千葉県が令和3年10月14日に公表した令和2（2020）年度の問題行動・不登校調査では、パソコンやスマートフォンを通じた誹謗中傷といった「ネットいじめ」の件数が小学校（2.1%）から中学校（11.0%）、高等学校（28.4%）と上級の学校へ進むにつれて増加している状況にあります。こうした結果も踏まえ、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付ける情報モラルに関する教育の推進に取り組むことが必要です。

図表 6
学校教育における
必要な取組



（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

図表 7
男女の地位の
平等感



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

男女共同参画の視点に立った人権教育等を継続して推進するとともに、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見をなくし、自分らしい生き方が選択できるよう男女共同参画への理解促進に努めます。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）学校教育における男女共同参画の啓発・推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
9	人権・男女共同参画に関する教室の開催	各学校の要望に応じて、市内小・中学校への出前講座を実施します。	市民活動支援課	市民	新規
10	教員による人権教育の推進	道徳教育、人権教育を通じて、人権に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意識の醸成を図ります。	学校教育課	市民	継続
11	小・中学校教職員研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進します。	学校教育課	市	継続

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
学校生活の中で「男女の地位は平等」と回答した人の割合（中学生意識調査）	59% (令和3年度 中学生意識調査)	70%

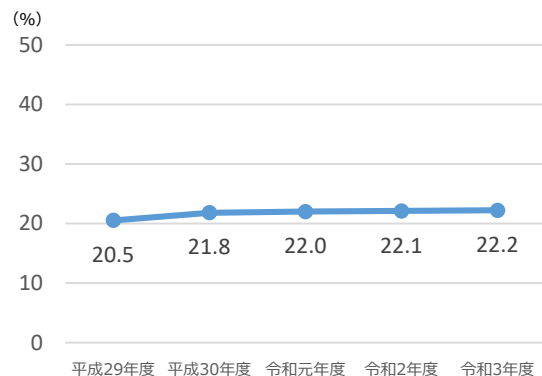
基本目標 2 「誰もが活躍できるまちづくり」

【基本的な課題 3】女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり

現状と課題

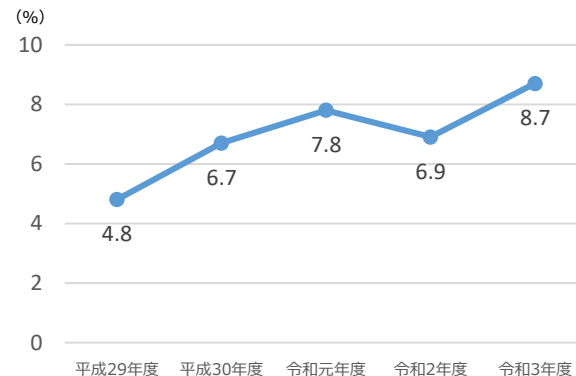
- 市審議会等における女性委員の登用や市職員の管理職への女性の登用は徐々に進んできていますが、令和3（2021）年4月1日現在の審議会委員における女性の割合は22.2%、市職員の女性管理職（課長相当職以上）の割合は、8.7%と低い状況です。【図表8、図表9】
- 「市民意識調査」では、役職等（PTA会長、自治会長、職場の管理職、市の審議会等の委員）への就任依頼があった場合、どの役職等についても、男性より女性の方が「承諾しない」と答えた割合が高くなっています。承諾しない理由としては、自信やリーダーシップがないといったことや責任のある職に就きたくないという職務に対する負担の大きさが挙げられています。また、「市民意識調査」では、「承諾する」という女性を増やすために必要なことは、「家族の支援や協力が必要」（56.0%）と答えた割合が最も多く、「組織の運営体制の改善」（47.7%）や「女性の役職等就任への意識改革」（45.7%）といったことも挙げられていることから、女性が参画しやすい環境を整えるとともに、リーダーシップ等について学び、実践に繋げる場を設ける必要があります。【図表10、図表11】

図表 8
市審議会の
女性委員の登用率



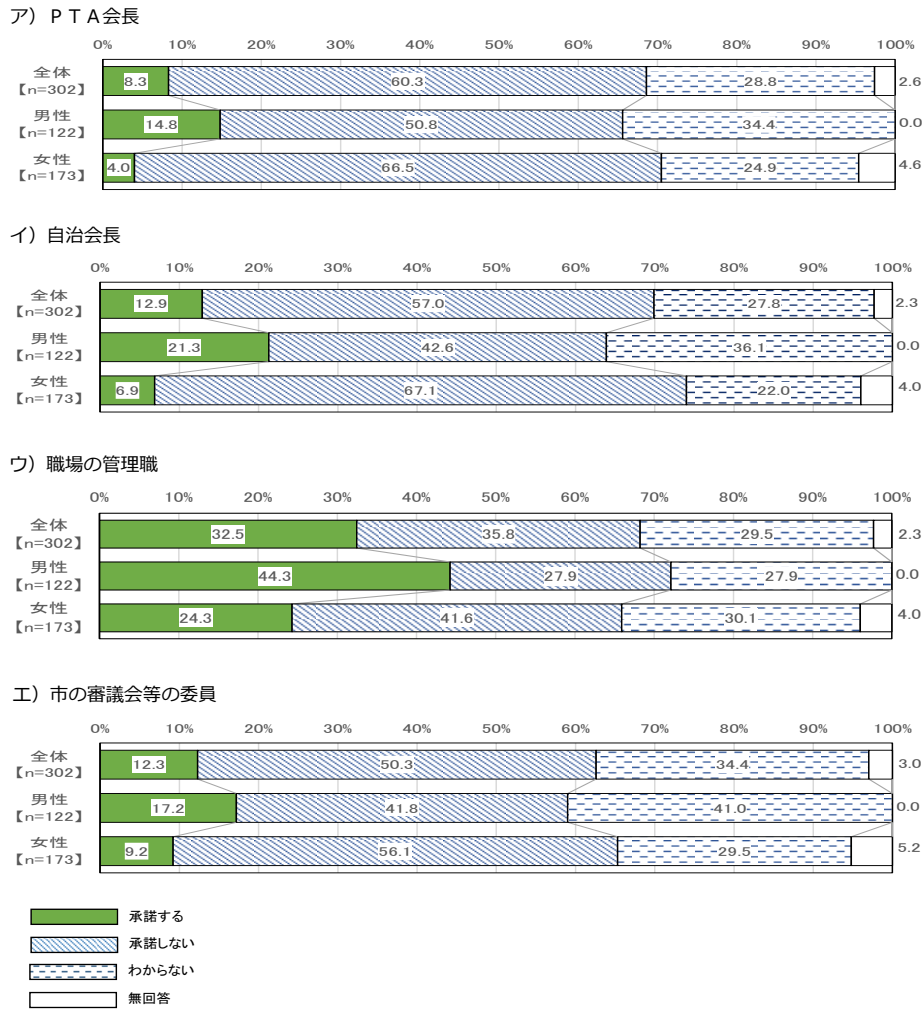
(資料) 市民活動支援課作成資料 (各年4月1日現在)

図表 9
管理的地位にある
市女性職員管理職割合 (課長相当職以上)



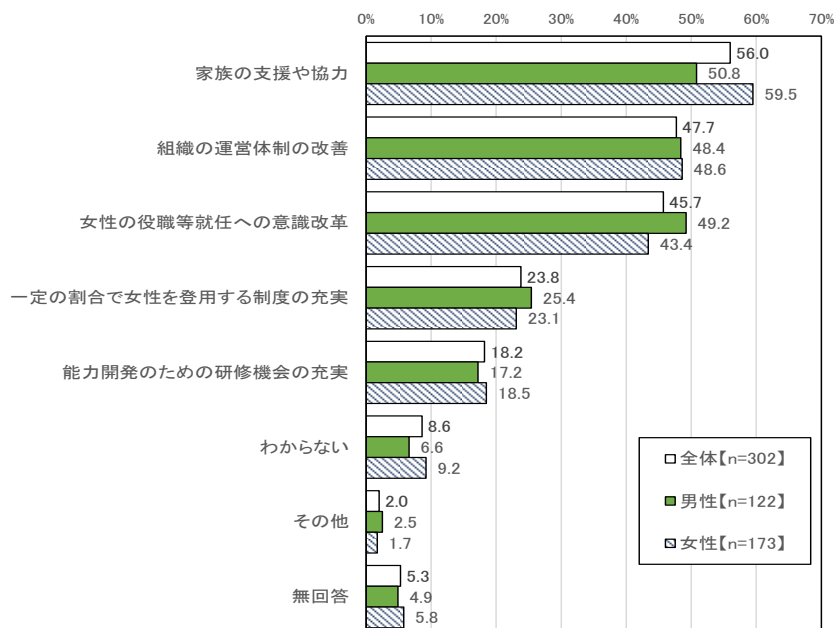
(資料) 市民活動支援課作成資料 (各年4月1日現在)

図表 10
役員等の承諾率



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 11
女性の指導的地位に
占める割合を増やすために必要なこと



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を推進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮支援に努め、人材の育成と活躍の推進を図ります。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
12	市役所内審議会等の女性委員の登用促進	市が設置する各種審議会等への女性委員の参画を促進します。	市民活動支援課	市	継続
13	市役所における女性管理職の登用促進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、女性管理職の割合を増やします。	人事課	市	継続

施策（2）女性の人材育成支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
14	女性リーダーの育成支援	「君津市婦人会連絡会」「きみつ女性ひろば」による各種研修会、学習会などを支援し、次期の市内女性リーダー育成を図ります。	生涯学習文化課	市民	継続
15	女性従業員リーダーシッププログラムの実施	ありたい姿に向けて一步を踏み出す女性の育成やネットワーク構築を目的として、セミナーを実施します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業者等	新規

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
審議会等における女性委員の割合	22.2% (令和3年4月1日現在)	40%
女性委員のいない審議会等の数	12 (令和3年4月1日現在)	0
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	8.7% (令和3年4月1日現在)	15%以上
市内女性リーダー育成研修会等の参加者数	—	令和4年度 事業実施後に設定
女性従業員リーダーシッププログラム参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定

【基本的な課題4】働く場における男女共同参画の促進

現状と課題

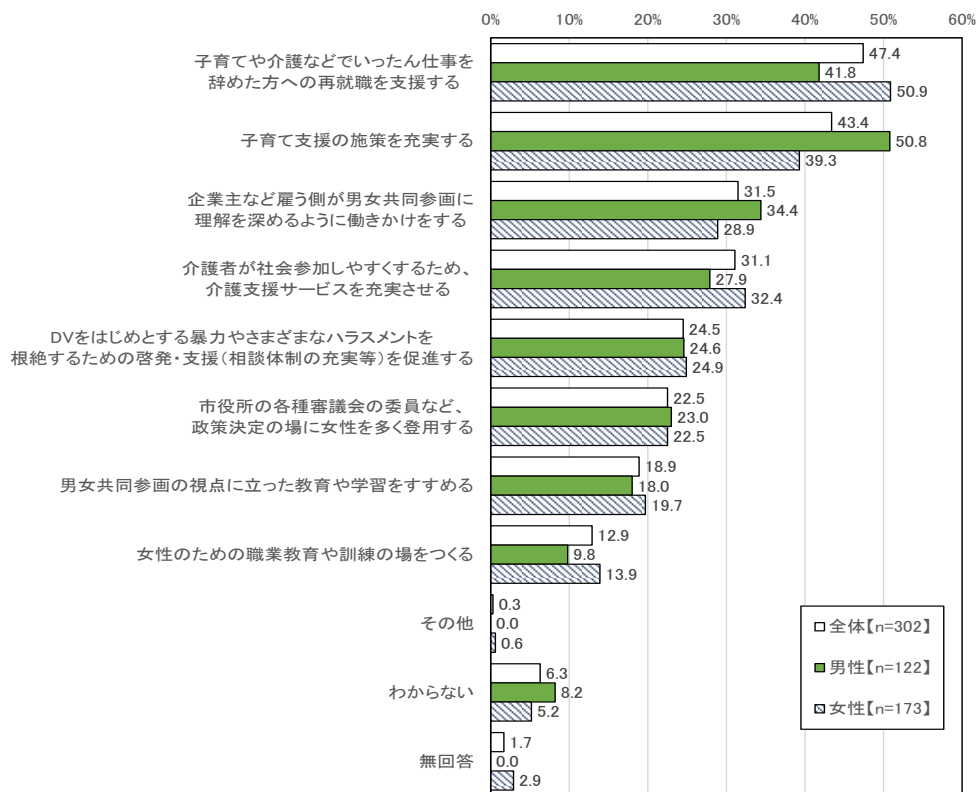
- ・「市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現に向けて、特に市に力を入れてほしい施策として、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた方への再就職を支援する」（47.4%）が最も多く、「子育て支援の施策を充実する」（43.4%）、「企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする」（31.5%）などが高い割合となっています。

【図表12】

- ・「事業所実態調査」では、職場における男女共同参画を推進するために市に希望する支援として、「男女共同参画に取り組む企業への助成を行う」（30.1%）、「女性活躍の先進事例のメリット等の情報提供」（21.6%）、「女性の再就職支援を行う」（19.6%）、「学校等においてキャリア教育を行う」（15.0%）などが挙げられています。【図表13】
- ・「事業所実態調査」では、出産・育児や介護などを理由に退職した女性従業員の再雇用について、「パート、アルバイトとして再雇用した」が20.3%、「正規従業員として再雇用した」が13.7%、「契約社員として再雇用した」3.3%となっています。一方で、52.3%が「女性の再雇用の実績はない」と回答していることから、**出産や育児、介護などを理由に退職した人に対する再雇用について、事業所に働きかける必要があります。**【図表14】
- ・農業や自営業等家族経営の中では、労働の場と生活の場が同じ場合が多く、女性は労働のほか家事・育児・介護等の負担をより多く担っていることが考えられます。そのため、**女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要**です。
- ・市職員の男性職員の配偶者出産補助休暇取得率は、近年増加してきているものの、育児休暇取得率については、非常に低い状態です。**仕事と育児を両立できる環境整備を進め、男性の育児参加や育児休業取得を促進する必要があります。**【図表15】
- ・令和4（2022）年4月から、企業等における女性の活躍に向けた目標等を定める「一般事業主行動計画」の策定義務が、常時雇用する労働者数301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。「事業所実態調査」では、「策定する予定」（21.6%）、「策定する予定はない」（52.9%）と回答した事業所が多くいることから、**適切な情報提供や計画策定に向けた働きかけを行うことが必要**です。【図表16】

図表 12

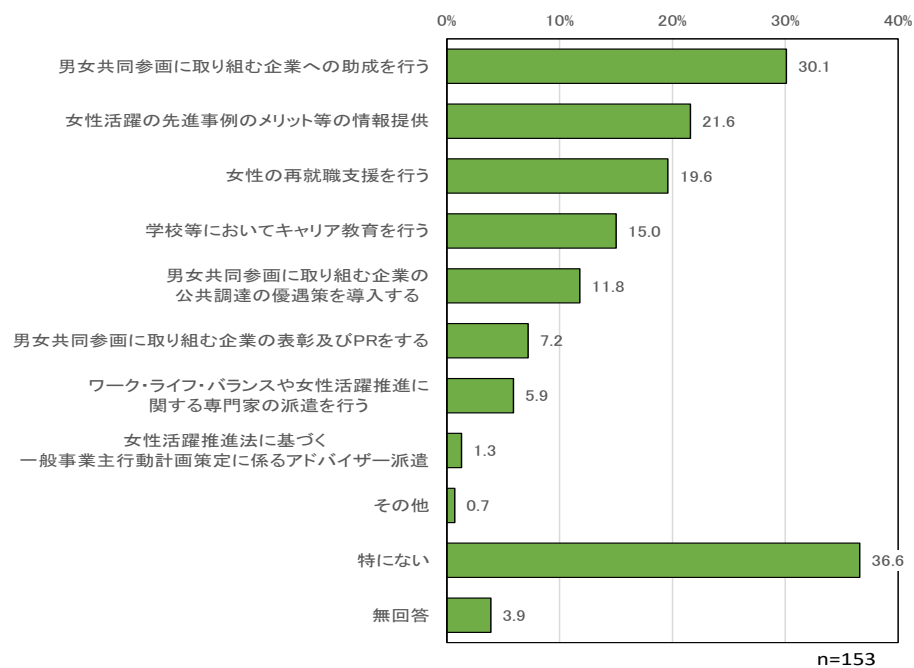
男女共同参画社会実現に向けて
市に求める施策



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 13

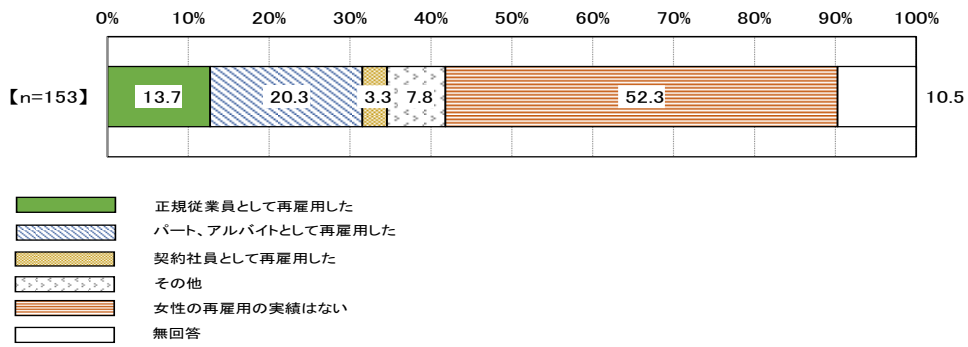
事業所が
市に希望する支援



(資料) 君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和3年)

図表 14

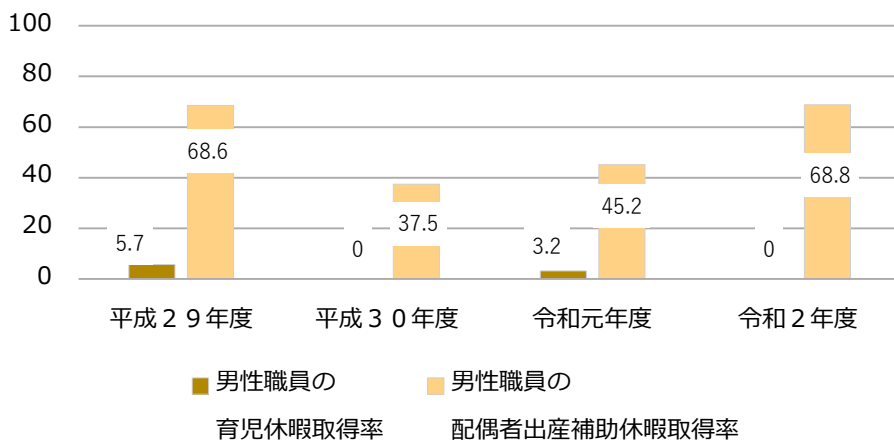
出産・育児・介護等で退職した
女性の再雇用実績



(資料) 君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和3年)

図表 15

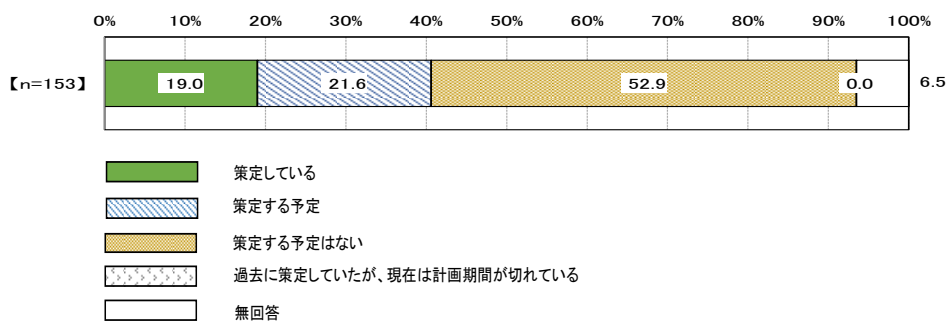
市男性職員の
育児休業取得率等



(資料) 市民活動支援課作成資料(各年4月1日現在)

図表 16

市内事業所
一般事業主行動計画策定状況



(資料) 君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和3年)

目標と方向性

女性がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう、女性の就労支援や企業の取組支援など、働きたい・働き続けたい女性の活躍を推進します。

また、行政が自ら率先して女性活躍・男女共同参画と働き方改革を進めることで、市内事業所等の女性活躍・男女共同参画に対する気運醸成を図ります。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）市内企業への男女共同参画の推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
16	市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催	市内事業所に対し、女性活躍、多様な働き方やワーク・ライフ・バランス推進の必要性や有効性の理解を促進するため、市内経営者・管理職を対象としたセミナーを実施します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業者等	新規
17	一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣事業	一般事業主行動計画の策定・実施により、市内の企業等における女性の活躍をより一層推進するため、計画策定支援アドバイザーの派遣を行います。	市民活動支援課 経済振興課	事業者等	新規
18	公共調達を活用した男女共同参画の推進	総合評価落札方式による入札やプロポーザル方式での事業者選定において、男女共同参画等に関する評価項目を設定し、企業の女性活躍の推進や男性の育児休業等を促進する。	管財課	事業者等	新規

施策（2）女性の個性と能力の発揮に関する支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
19	再就職への支援	育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するため、君津市「ハローワーク」において、キャリアコンサルタントによる職業相談や職業訓練制度などに関する情報提供を行います。	経済振興課	市民	継続

20	家族経営協定の普及促進	農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての女性の地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。	農政課	事業者等	継続
21	女性の参画が少ない分野での男女共同参画の推進	女性人材が少ない理工系分野への就職が一つの選択肢となるよう、市内事業者と連携し、市内中高生を対象に職場見学・仕事体験・女性技術者や研究者との交流など理工系の仕事や将来に触れられるイベントを開催します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業者等	新規

施策（3）市役所における男女共同参画の推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
22	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止啓発	ハラスメントのない快適な明るい職場とするため、係長・副主査相当職以上を対象にハラスメント防止研修を実施します。	人事課	市	継続
23	女性の応募率の向上促進	優秀な人材確保のため、女性にとって働きやすく魅力的な職場であることをSNSなどを活用し広くPRすることで、女性の応募人数を増やします。	人事課	市	見直し
24	事務分担の適正化	性別で異なる取扱いをすることなく、また固定的性別役割分担や慣習がないように事務分担の適正化を図ります。	人事課	市	継続
25	女性人材育成のための学習・研修機会の充実	女性職員が自分らしさを発揮しながら、生きがいを持って働き続けられるよう「女性リーダー育成研修」及び「女性職員キャリアデザイン研修」を実施します。	人事課	市	見直し
26	男性職員の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備を進めます。	人事課	市	継続
27	働き方改革を踏まえた労働時間短縮や休暇取得の促進	テレワークの推進等による職場の働き方改革や時間外勤務の縮減に徹底して取り組むとともに、休暇の取得を促進します。	人事課	市	継続
28	産前・産後のフォローアップ体制の充実	産休・育休を取得した職員が安心して職場に復帰できるように、必要に応じて定期的な面談・研修等を実施します。	人事課	市	新規

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
市内事業所の経営者・管理職実践セミナー参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度事業実施後に設定
一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣数	—	3件/年
家族経営協定の締結数	25件 (令和2年度)	37件
市役所の新規採用者に占める女性の割合	32.4% (令和2年度)	35%以上
市役所内における男性の育児休業取得率	0% (令和2年度)	10%以上
全職員の時間外勤務時間1か月45時間以内、年間360時間以内	80.3% (令和2年度)	100%

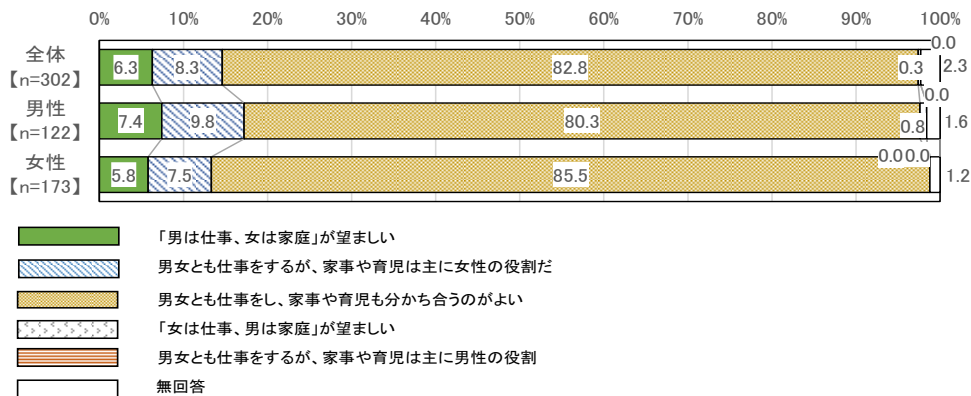
【基本的な課題5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

- 男女平等の意識について、「市民意識調査」では、「男女とも仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」（82.8%）といった回答が最も多いことから、**男性についても役割分担に対する理解や意識はあるものと思われていますが、実際の負担軽減には至っていません。**このことから、夫婦間やパートナー、家族間でのコミュニケーションを図ったうえでの役割分担の実施、柔軟な勤務体系や育児・介護休業取得時の経済的補填など制度面での充実及び**男性が家事を担うことに抵抗をなくすとともに周囲の支援と理解が必要です。**【図表17】
- 女性が出産や介護などを理由に離職せずに働き続けるために必要なこととして、「市民意識調査」では、「保育園や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」（61.3%）、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」（39.4%）、「男性の家事参加への理解・意識改革」（30.1%）、「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」（29.1%）が挙げられています。【図表18】
- 「市民意識調査」では、男女が共に「仕事」と「家庭生活や地域活動」の両立を可能とするためには、「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」（41.1%）、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」（39.7%）、「柔軟な勤務制度の導入（在宅勤務やフレックスタイム制度など）」（36.1%）が挙げられています。【図表19】
- 「市民意識調査」では、家庭生活における家事・育児分担について、「家族の介護」を除くすべての項目で「女性が主」（「主に女性」、「女性が主で男性が協力」の合計）と答えた割合が50%を超えており、「食事の準備・後片付け」、「部屋の掃除」、「洗濯」、「日常の買い物」に至っては、70%を超えていることから、**女性への家事の役割分担が多いことが伺えます。**【図表20】

図表 17

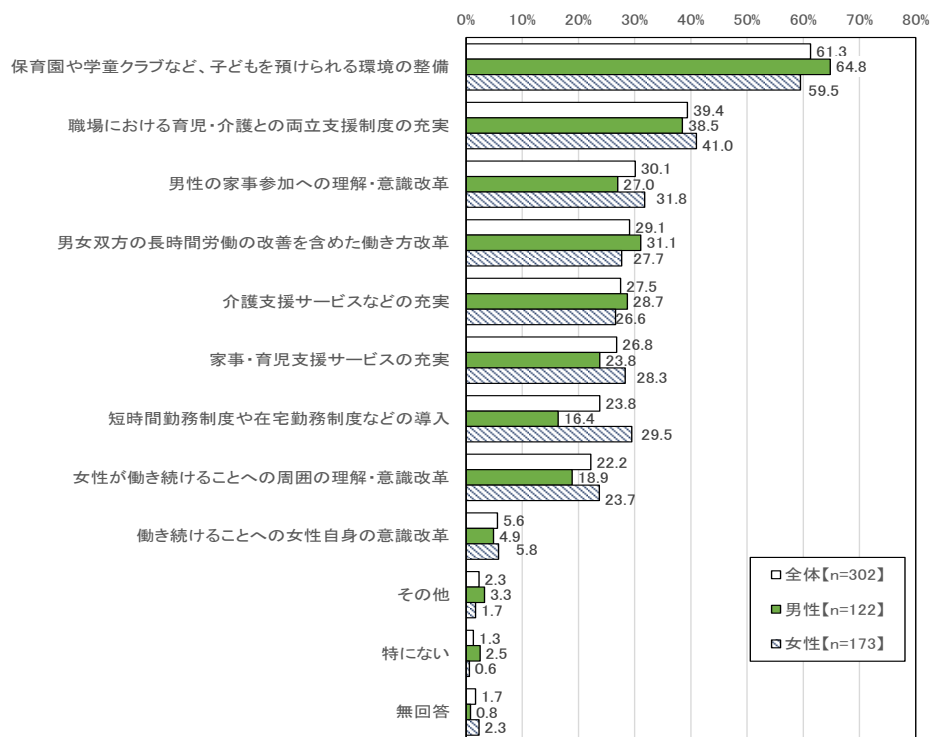
「男は仕事、女は家庭」という考え方（男女別）



（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

図表 18

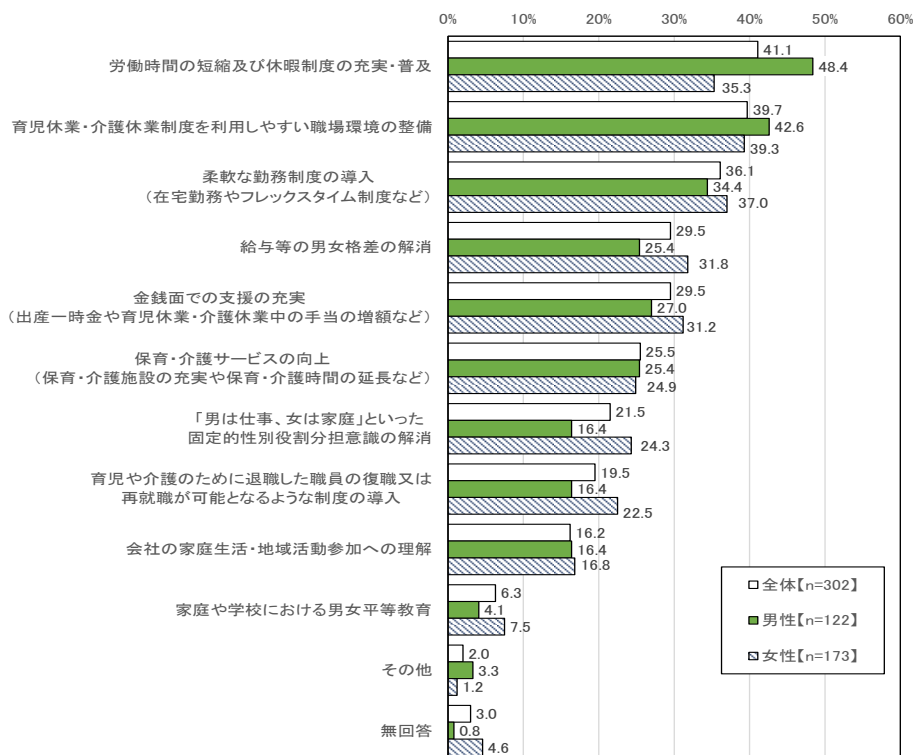
女性が出産や介護等で
離職しないために必要なこと



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 19

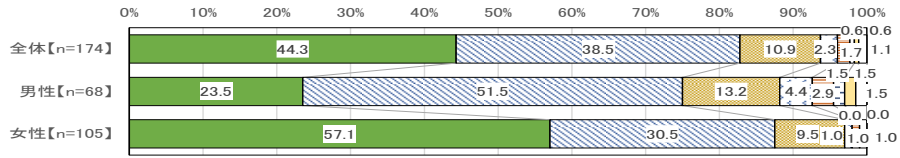
仕事や家庭生活、地域活動
の両立のために必要なこと



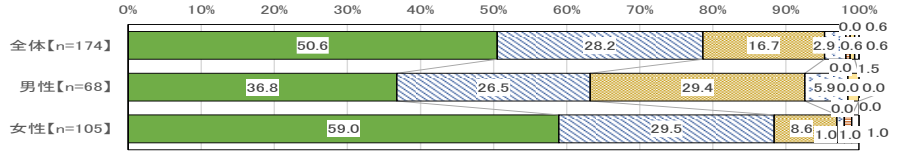
(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 20
家庭生活における
家事・育児分担状況

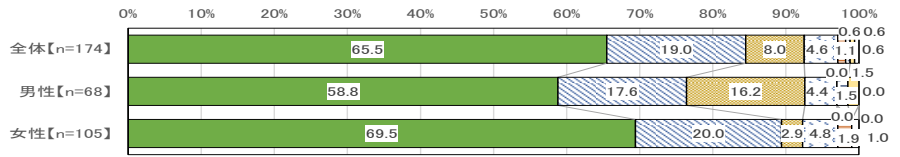
ア) 食事の準備・後片付け



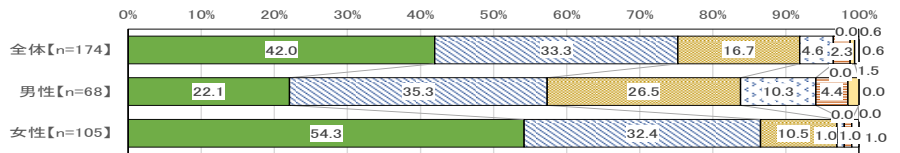
イ) 部屋の掃除



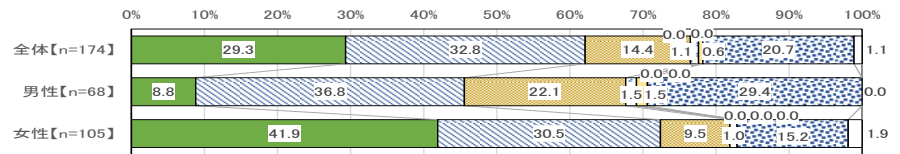
ウ) 洗濯



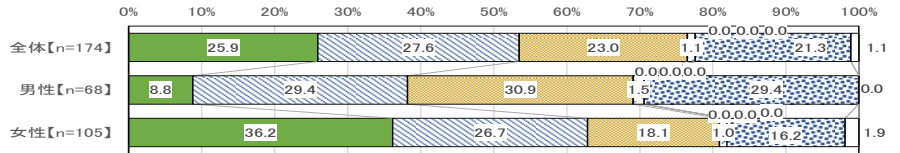
工) 日常の買い物



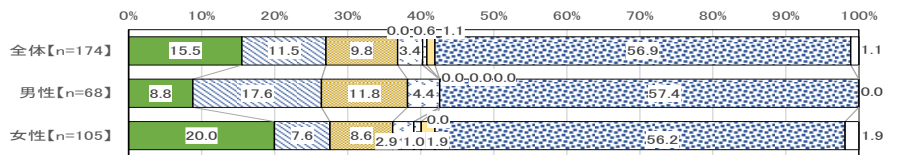
オ) 子どもの世話



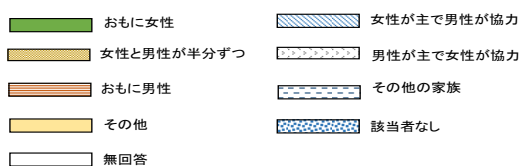
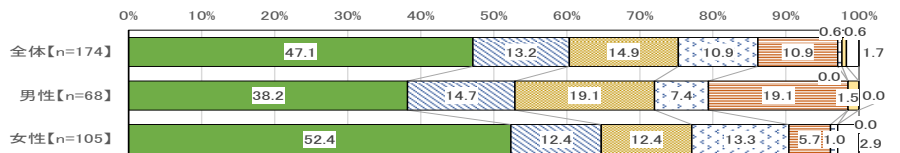
カ) 子どもの教育



キ) 家族の介護



ク) 家計の管理



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内企業に対して、仕事と家事・育児・介護等との両立支援、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイム制をはじめとする多様で柔軟な働き方についての理解促進を行うとともに、男性が育児・介護等に参加しやすい環境づくりを進め、誰もが仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現を目指します。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
29	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報の提供	ワーク・ライフ・バランス実現に向け理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業所等	新規
30	育児・介護休業制度の普及促進	市内の企業等に対して、育児・介護休業制度についての啓発や働きかけを行います。	経済振興課	事業所等	継続

施策（2）多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
31	総合的な子育て情報の提供	子育て世帯への応援ツールとして、保育園や幼稚園からのお知らせ、公民館や中央図書館等のイベント、休日当番医などを掲載した「子育て通信」を毎月発行します。	こども政策課	市民	継続
32	学童保育への支援	保護者が仕事等で昼間自宅にいない小学校児童のために、授業終了後の遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	こども政策課	市民	継続

33	土曜延長保育の充実	保護者の就労形態や家庭の事情等により、標準の保育時間を超えて保育を必要とする子どもについて、7時から19時までの12時間保育（土曜日のみ一部の園で12時まで）を実施します。	保育課	市民	充実
34	一時保育、産休明け保育の実施	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の通常保育で対象とならない場合に、保育園で一時的に保育を実施します。	保育課	市民	継続
35	待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備し待機児童の解消を図ります。	保育課	市民	継続
36	病児・病後児保育の実施	病氣中または病氣の回復期にあるため集団生活が困難な期間、医療機関に付設された専用施設において、一時的に保育を実施します	保育課	市民	継続

施策（3）男性の家事・育児・介護への参加促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
37	男性の育児・家事参加のきっかけづくり	育児・家事スキルを向上させるためのワークショップや情報共有（パブトーク）を実施することで男性の育児・家事参画と女性活躍の推進を図ります。	各公民館	市民	新規
38	家族介護支援事業の拡充	働きながらでも参加しやすい、夜間や土・日曜日開催の介護講座を実施します。	高齢者支援課	市民	新規

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
学童保育待機児童数	13人 (令和2年度)	0人
土曜延長保育の実施園の割合	72.2% (令和2年度)	100%
保育園待機児童数	85人 (令和2年度)	0人
育児・家事スキルアップ講座参加者アンケートで講座の内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
介護講座受講者数	—	20名

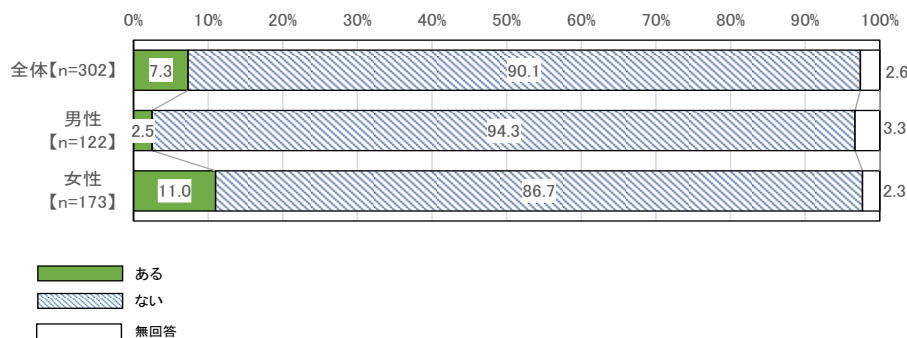
基本目標3 「安心して暮らせるまちづくり」

【基本的な課題6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり

現状と課題

- ・コロナ下の中、DV（配偶者暴力）相談件数は増加しており、全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、令和2（2020）年度は19万30件で、前年度比で約1.6倍に増加しています。
- ・国において、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定めるなど、性犯罪・性暴力の根絶に向けたさらなる取組や被害者支援の強化も重要な視点となっています。
- ・「市民意識調査」では、被害を受けている人のうち、63.7%（男性66.7%、女性63.2%）が「相談できなかった・しなかった」と回答しており、相談できなかった・しなかった理由としては、「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていたから」（35.7%）、「他人を巻き込みたくなかったから」（14.3%）、「子どもに危害が及ぶと思ったから」（14.3%）などとなっていることから、どこにも相談せずに抱え込んでいる状況にあると思われる。【図表21、図表22、図表23】

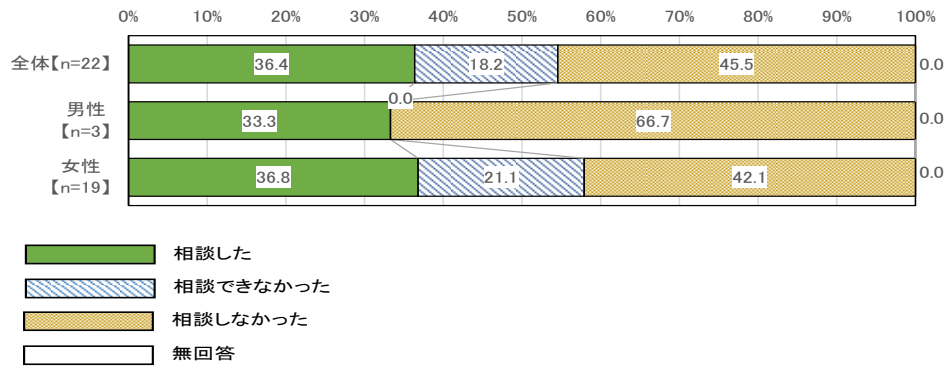
図表 21
配偶者（パートナー）からの
DV被害経験



（資料）君津市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和3年）

図表 22

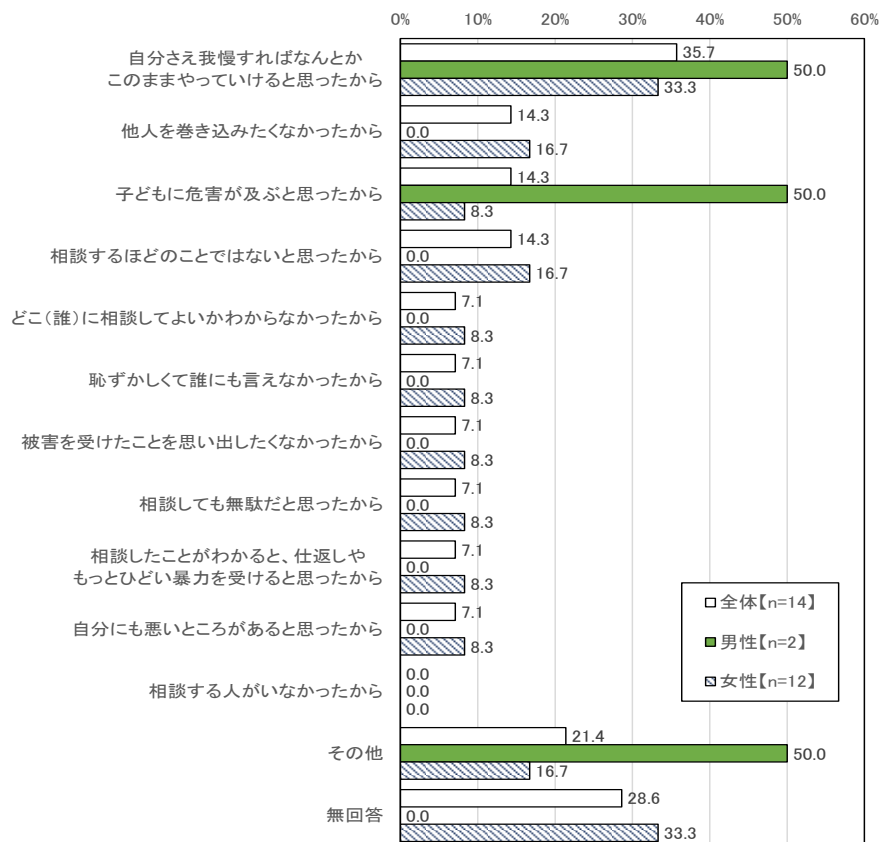
配偶者（パートナー）からの
DV被害経験に関する相談状況



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 23

DV被害について相談しなかった・
相談できなかった理由



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

配偶者等からの暴力（DV）や性暴力などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、関係行政機関や民間支援団体とも連携し、被害者に対する支援体制の更なる充実に取り組むとともに、被害者だけで悩むことなく早期に適切な相談や支援が受けられるよう、さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知や支援に関する情報提供を行います。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
39	民生委員・児童委員と連携した取組の推進	配偶者暴力の未然防止、早期発見につなげるため、民生委員・児童委員の配偶者暴力被害者への対応の理解を深めるとともに、市民への啓発に努めます。	厚生課 (社会福祉協議会)	市民	継続
40	女性に対する暴力をなくす運動週間の実施	女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～25）に合わせ、市HP・広報、SNS等を活用した周知、啓発チラシを発行します。	市民活動支援課	市民	新規
41	配偶者暴力に関する相談体制の整備	配偶者等からの暴力に関する相談業務を行い、被害を受けた女性に対して関係機関との連携を図りながら支援するとともに、婦人相談員の配置を含めた検討を行うなど、DV相談窓口の更なる充実を図ります。	こども政策課	市民	充実
42	児童虐待防止対策と連携した支援の実施	DV被害者とその子どもに対し、市のDV防止対策・児童虐待防止対策を担当する部署及び児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、適切な安全確保と自立に向けたきめ細やかな支援を行います。	こども政策課	市民	継続

43	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」「男性相談カード」を市内公共施設や商業施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知します。	市民活動支援課	市民	充実
44	人権擁護委員と連携による配偶者暴力に関する相談窓口の開設	人権擁護委員と家庭相談の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図るとともに、利用しやすい相談窓口機能を整備します。	市民活動支援課	市民	見直し

数値目標

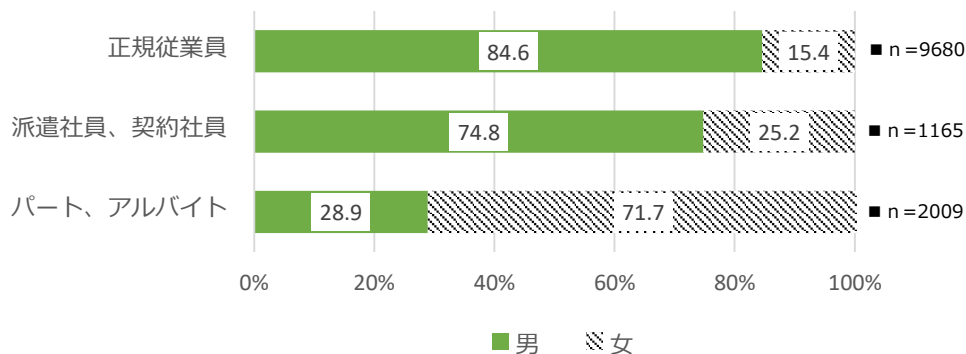
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合(市民意識調査)	63.7% (令和3年度)	45%以下
DV相談カード及びステッカーの設置箇所	54か所 (令和2年度)	100か所以上

【基本的な課題7】誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

- 働く女性の半数以上が非正規雇用であり、2割前後で推移している男性と比べてその割合は高い状況が続いています。（令和2（2020）年総務省「労働力調査」）
君津市においても同様に、正規従業員の女性割合は2割未満と低く、パート・アルバイトに占める女性の割合はおよそ7割と高い状況にあります。【図表24】
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用・就業をめぐる環境の変化、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親家庭が増加する中、貧困に苦しむ人、就労等の機会を得ることができない人など、様々な困難を抱える人が増加しています。
- コロナ下における就業者数は、男女ともに緊急事態宣言が発令された令和2（2020）年4月に前の月と比べて大幅に減少しており、男女で比較すると、男性は39万人減少していることに対し、女性は70万人の減少と、女性の減少幅が大きくなっています。
- 厚生労働省の平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、養育費の取り決め状況は、母子世帯で42.9%（前回調査37.7%）、父子世帯で20.8%（前回調査17.5%）と母子世帯、父子世帯ともに前回調査より増加していますが、養育費を実際に受け取っている母親は24.3%、父親は3.2%にすぎず、養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われていないケースが多く存在しています。
- 本市における外国人住民数は、平成28（2016）年3月末時点で757人でしたが、令和3（2021）年3月末時点では、1050人と大幅に増加しています。平成31（2019）4月に外国人労働者の受け入れを拡大するために出入国管理法が改正され、今後も外国人住民が増加することが予想されることから、外国人住民が安心して暮らせるよう、多言語による生活情報の提供や外国人相談窓口の充実などの環境整備が必要です。

図表 24
市内事業所
正規・非正規雇用割合



（資料）君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」（令和3年）

目標と方向性

ひとり親家庭等で経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性への自立支援を行うとともに、年齢や障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず、**誰もが安心して生き生きと生活できるよう、就労支援や相談支援体制の充実を図ります。**

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への対応

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
45	ひとり親家庭への能力開発支援（就労支援）	教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給する事業について市HPや窓口での相談等の際、周知を図っていきます。	こども政策課	市民	継続
46	母（父）子家庭、寡婦世帯の自立に向けた相談事業の実施	こども家庭相談室において、母子父子自立支援員が、母（父）子家庭、寡婦世帯の経済的自立を図るために、関係機関等との連携を図りながら、相談、助言及び指導を行います。	こども政策課	市民	継続
47	養育費の取り決め等の促進	養育費の重要性や相談機関に関する周知・啓発を行うとともに、弁護士等による相談支援を行います。また、養育費の取り決めに関する施策につきましては、必要とされる支援策について検討します。	市民活動支援課 こども政策課	市民	継続
48	生活困窮世帯等への就労支援	生活困窮などの問題を抱える人に対し、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。	厚生課	市民	継続

施策（2）高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
49	高齢者、障害者への様々な支援の充実	「君津市高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「君津市障害者基本計画」、「君津市障害福祉計画」、「君津市障害児福祉計画」に基づき推進します。	高齢者支援課 介護保険課 障害福祉課	市民	継続
50	外国人市民相談窓口等の充実	外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援体制の充実に取り組みます。	市民活動支援課 政策推進課	市民	継続
51	外国人児童生徒・帰国児童生徒に配慮した教育の推進	外国人児童生徒・帰国児童生徒の学習や学校生活支援のため、必要に応じて日本語指導員（国際化推進コーディネーター）を派遣します。	学校教育課	市民	継続

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数	3件／年 (令和2年度)	4件／年

【基本的な課題8】生涯を通じた健康支援

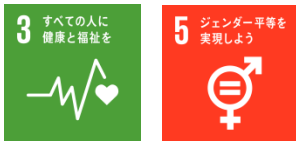
現状と課題

- ・人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となっており、市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上を図り、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう支援することが必要です。
- ・生涯にわたる女性の健康づくりについては、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、各ライフステージに対応した女性がいつまでも元気でいられるための健康支援が必要です。
- ・男女共同参画という観点では、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる生活を送り、子どもを持つか持たないか、子どもの数や出産時期などを自由に決定できる権利を持つことを意味する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という考え方を浸透させていくことが重要です。

目標と方向性

誰もが生涯にわたり健康で心豊かに過ごせるよう、健康づくりへの支援や各ライフステージに応じた健康支援を推進します。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）一人ひとりに応じた健康支援の推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
52	検診の意識啓発	定期健（検）診受診による健康状態の認識、適切な疾病予防に向けた健康管理意識の高揚を図るとともに、あらゆる世代が受診しやすい環境を整えることにより、受診者数の増加を目指します。	健康づくり課	市民	継続
53	きみつ健康体操の実施	運動教室の継続と活性化を支援し高齢者の健康の維持増進を図ります。	高齢者支援課	市民	継続

施策（2）女性のライフステージに合わせた健康支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
54	妊娠期から子育て期にわたる母子保健体制の充実	子育て世代包括支援センターすこやか親子サポートつみぎにおいて、安全、安心ですこやかな妊娠・出産及び子育てができるよう、関係機関と連携して妊産婦とそのパートナー等を支える地域の相談支援体制を構築します。	健康づくり課	市民	継続
55	女性の健康づくりの推進	乳がん及び子宮頸がん検診の体制を更に充実させることで、受診者数の増加に努め、がんの早期発見・早期治療に貢献します。	健康づくり課	市民	充実

数値目標

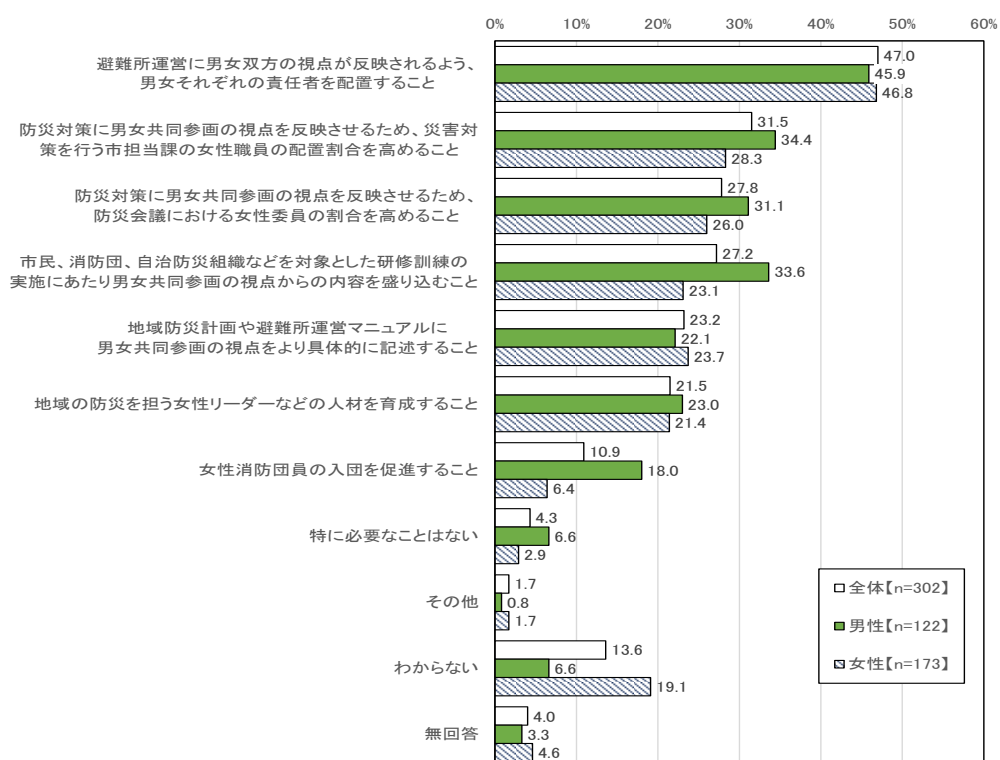
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
結核・肺がん、胃がん、大腸がん検診の受診者数	結核・肺がん検診 2,738人 胃がん検診 1,314人 大腸がん検診 2,982人 (令和3年度)	結核・肺がん検診 3,100人 胃がん検診 1,600人 大腸がん検診 3,300人
きみつ健康体操に参加する高齢者の割合	3.6% (令和2年度)	6%
妊娠届出数に対するパパママクラス参加者(組)の割合	15% (令和2年度)	18%
レディースがん検診の受診者数	581人 (令和3年度)	680人
春の子宮頸がん検診受診者数	296人 (令和3年度)	400人

【基本的な課題9】防災分野における男女共同参画の促進

現状と課題

- 人口の51.3%（総務省「人口推計」令和3（2021）年10月1日現在）は女性であることから、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した災害対応を行うことが求められています。
- 「市民意識調査」では、防災分野における男女共同参画の推進のために必要なこととして、「避難所運営に男女双方の視点が反映されるよう、男女それぞれの責任者を配置すること」（47.0%）が最も高い割合となっています。【図表25】
- 災害時には固定的な性別役割分担意識が顕著化し、家事・育児・介護等への女性の負担が増大すると言われており、平常時から意識の解消に努めておくことが、防災対策を円滑に進めていくための基盤の一つとされています。
- 令和元年房総半島台風等での経験を踏まえ、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えるとともに、自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画を推進していくことが重要です。

図表 25
防災分野において
必要なこと



（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

目標と方向性

女性の視点による防災対策の必要性の意識をより浸透させるとともに、**男女共同参画の視点を取り入れた避難所開設・運営体制の構築**に取り組みます。

また、自主防災組織や消防団員などの防災活動への女性の参画を促し、**平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備**を進めていきます。

対応するSDGsのゴール



施策の方向性と具体的な事業

施策（1）男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
56	地域防災への女性の参画の促進	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営訓練を実施します。	危機管理課	市民	継続
57	個別対策マニュアル等の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、必要に応じ、避難所運営マニュアル等の見直しを行います。	危機管理課	市	継続

施策（2）消防・防災活動における女性活躍の促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
58	消防団への女性の入団促進	女性の入団促進、拡充を図り、実災害での後方支援活動や、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当の指導など、女性の活躍を促します。	消防総務課	市民	充実

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
消防団員に占める女性の割合	2.7% (令和2年度)	3.2%

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の充実

男女共同参画に係る取組は、庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進にあたっては、「君津市男女共同参画施策推進本部」を中心に庁内の関係部署が連携し、さまざまな取組を推進する横断的な体制の充実を図ります。

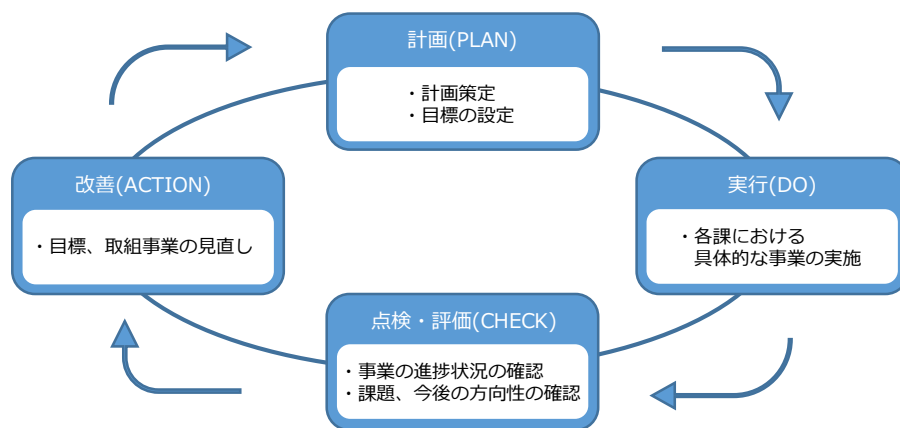
(2) 君津市男女共同参画推進懇話会における進捗の点検

君津市における男女共同参画施策の推進にあたり設置している「君津市男女共同参画推進懇話会」において、本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や助言を求め、施策への反映に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画に位置付けた具体的な事業は、毎年度、それぞれの担当課が進捗状況や課題等を整理してPDC Aの視点から自己評価を行い、その結果を「君津市男女共同参画推進懇話会」に報告します。「君津市男女共同参画推進懇話会」での推進状況の確認や評価結果を受けて、事業の改善を図るなど、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。

なお、進捗状況等については、市ホームページ等で広く公表します。



3 数値目標の設定一覧表

本計画を着実に推進するため、9つの基本的な課題ごとに数値目標を設定しています。

数値は、毎年度継続的に確認し、計画の進捗管理にいかしていくとともに、見直す必要があると判断した場合には、適宜、修正を行います。

※（*）印がある指標は、2～3年ごとに必要に応じて実施する市民・中学生意識調査により把握するものです。

指標	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
----	-------------	--------------------

【基本目標1】多様性を認め合うまちづくり

基本的な課題1「男女共同参画社会実現に向けた意識づくり」		
人権問題講演会・セミナー参加者アンケートで「人権問題への関心や理解が深まった人の割合」	100% (令和3年度)	90%以上
人権問題・男女共同参画に関する講座を実施した公民館数	100% (令和2年度)	100%
社会慣習・しきたりの面で「男女平等」と回答した人の割合（市民意識調査）*	15.2% (令和3年度市民意識調査)	30%
性的マイノリティ（LGBT）の「言葉と意味の両方知っている」と回答した人の割合（市民意識調査）*	57.6% (令和3年度市民意識調査)	70%
基本的な課題2「学びの場における男女共同参画の意識づくり」		
学校生活の中で「男女の地位は平等」と回答した人の割合（中学生意識調査）*	59% (令和3年度中学生意識調査)	70%

【基本目標2】誰もが活躍できるまちづくり（女性活躍市町村推進計画）

基本的な課題3「女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり」		
審議会等における女性委員の割合	22.2% (令和3年4月1日現在)	40%
女性委員のいない審議会等の数	12 (令和3年4月1日現在)	0
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	8.7% (令和3年4月1日現在)	15%以上
市内女性リーダー育成研修会等の参加者数	—	令和4年度 事業実施後に設定
女性従業員リーダーシッププログラム参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定

指標	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
基本的な課題4「働く場における男女共同参画の促進」		
市内事業所の経営者・管理職実践セミナー参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣数	—	3件/年
家族経営協定の締結数	25件 (令和2年度)	37件
市役所の新規採用者に占める女性の割合	32.4% (令和2年度)	35%以上
市役所内における男性の育児休業取得率	0% (令和2年度)	10%以上
全職員の時間外勤務時間1か月45時間以内、年間360時間以内	80.3% (令和2年度)	100%
基本的な課題5「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」		
学童保育待機児童数	13人 (令和2年度)	0人
土曜延長保育の実施園の割合	72.2% (令和2年度)	100%
保育園待機児童数	85人 (令和2年度)	0人
育児・家事スキルアップ講座参加者アンケートで講座の内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
介護講座受講者数	—	20名

指標	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
----	-------------	--------------------

【基本目標3】安心して暮らせるまちづくり

基本的な課題6「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」(DV防止市町村基本計画)		
DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合(市民意識調査)*	63.7% (令和3年度市民意識調査)	45%以下
DV相談カード及びステッカーの設置箇所	54か所 (令和2年度)	100か所以上
基本的な課題7「誰もが安心して暮らせる環境の整備」		
教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数	3件/年 (令和2年度)	4件/年
基本的な課題8「生涯を通じた健康支援」		
結核・肺がん、胃がん、大腸がん検診の受診者数	結核・肺がん検診 2,738人 胃がん検診 1,314人 大腸がん検診 2,982人 (令和3年度)	結核・肺がん検診 3,100人 胃がん検診 1,600人 大腸がん検診 3,300人
きみつ健康体操に参加する高齢者の割合	3.6% (令和2年度)	6%
妊娠届出数に対するパパママクラス参加者(組)の割合	15% (令和2年度)	18%
レディースがん検診の受診者数	581人 (令和3年度)	680人
春の子宮頸がん検診受診者数	296人 (令和3年度)	400人
基本的な課題9「防災分野における男女共同参画の促進」		
消防団員に占める女性の割合	2.7% (令和2年度)	3.2%

1 計画の策定経過

開催年月日	会議名等	内容
令和3年7月20日	令和3年度第1回君津市男女共同参画施策推進本部幹事会	○新たな君津市男女共同参画計画の策定方針について
令和3年7月27日	令和3年度第8回君津市総合調整会議	○新たな君津市男女共同参画計画の策定方針について
令和3年8月6日	令和3年度第1回君津市男女共同参画施策推進本部会	○新たな君津市男女共同参画計画の策定方針について
令和3年9月7日 ～9月21日	令和3年度第2回君津市男女共同参画推進懇話会会議（書面開催）	○新たな君津市男女共同参画計画の策定方針について
令和3年10月～11月	君津市男女共同参画に関する市民・事業所・中学生アンケート調査の実施	
令和3年10月11日	令和3年度第2回君津市男女共同参画施策推進本部幹事会	○新たな君津市男女共同参画計画の骨子（案）について
令和3年10月13日	令和3年度第13回君津市総合調整会議	○新たな君津市男女共同参画計画の骨子（案）について
令和3年10月28日	令和3年度第2回君津市男女共同参画施策推進本部会	○新たな君津市男女共同参画計画の骨子（案）について
令和3年11月12日	令和3年度第3回君津市男女共同参画推進懇話会会議	○新たな君津市男女共同参画計画の骨子（案）について
令和4年1月6日	令和3年度第3回君津市男女共同参画施策推進本部幹事会	○新たな君津市男女共同参画計画のたたき台（案）について
令和4年1月11日	令和3年度第19回君津市総合調整会議	○新たな君津市男女共同参画計画のたたき台（案）について
令和4年1月18日	令和3年度第3回君津市男女共同参画施策推進本部会	○新たな君津市男女共同参画計画のたたき台（案）について
令和4年1月20日 ～1月27日	令和3年度第4回君津市男女共同参画推進懇話会会議（書面開催）	○新たな君津市男女共同参画計画のたたき台（案）について
令和4年1月31日 ～2月4日	令和3年度第4回君津市男女共同参画施策推進本部幹事会（書面開催）	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）の素案について
令和4年2月8日	令和3年度第21回君津市総合調整会議	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）の素案について
令和4年2月14日 ～2月18日	令和3年度第4回君津市男女共同参画施策推進本部会（書面開催）	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）の素案について
令和4年2月14日 ～2月18日	令和3年度第5回君津市男女共同参画推進懇話会会議（書面開催）	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）の素案について

令和4年3月25日	議会報告（議会全員協議会）	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）の素案について
令和4年4月1日 ～5月2日	みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）（素案）パブリックコメント	
令和4年5月9日	君津市男女共同参画施策推進本部幹事会へ文書による報告	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）（素案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果及び計画最終案について
令和4年5月10日	令和4年度第3回君津市総合調整会議	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）（素案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果及び計画最終案について
令和4年5月17日	君津市男女共同参画施策推進本部会へ報告	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）（素案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果及び計画最終案について
令和4年5月17日	令和4年度君津市男女共同参画推進懇話会へ文書による報告	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）（素案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果について
令和4年5月19日	議会報告（議会全員協議会）	○みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）（素案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果について

2 君津市男女共同参画推進懇話会委員名簿

（順不同：敬称略）

氏名	推薦団体名
須永 和良	君津市議会
齊藤 好雄	君津市民生委員児童委員協議会
澤田 君子	君津市民生委員児童委員協議会
齋藤 裕美子	君津市人権擁護委員
能城 雪子	君津市人権擁護委員
小間 泰啓	君津市校長会
石井 和子	君津市校長会
関口 牧江	君津市婦人会連絡会
小川 美智子	君津市農業協同組合
石川 あけみ	君津市農業協同組合
梶尾 清江	君津市赤十字奉仕団
鈴木 恵子	君津市赤十字奉仕団
齊藤 敦	君津商工会議所
武田 富士子	君津商工会議所
小熊 良	君津児童相談所
古関 正博	君津市自治会連絡協議会
白井 友梨	君津市PTA連絡協議会
小川 杏奈	君津市PTA連絡協議会
石川 昭一	君津市国際交流協会
早川 令子	市民公募
井上 美代子	市民公募
壁屋 元生	市民公募

委嘱期間：令和3（2021）年4月1日から令和5（2023）年3月31日

3 君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 君津市における男女共同参画施策の推進にあたり、広く市民の意見を求めるため男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、男女共同参画関係施策全般にわたり検討し、君津市男女共同参画計画の策定及び諸施策を展開するうえでの意見、助言を述べるものとする。

（組織）

第3条 懇話会は、市長の委嘱する委員25名以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に、会長及び副会長を1人置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。
3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会の会議（「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部市民活動支援課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

4 君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の施策を総合的に推進するため、君津市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 男女共同参画施策の推進に係る総合的な企画に関する事。
- （2） 男女共同参画施策に係る施策の調整及び推進に関する事。
- （3） その他男女共同参画施策の推進に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 推進本部は、君津市総合政策会議の設置及び運営に関する規則（令和2年君津市規則第6号）第2条に規定する職にある者をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

（幹事会）

第6条 推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、市民生活部長の職にある者をもって充て、幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、市民生活部市民活動支援課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年6月8日から、施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月1日から、施行する。

別表1（第6条3項）

総務部	人事課長
総務部	危機管理課長
市民生活部	市民活動支援課長
健康こども部	こども政策課長
健康こども部	保育課長
健康こども部	健康づくり課長
経済環境部	経済振興課長
教育部	学校教育課長
教育部	生涯学習文化課長

5 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律に置いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の義務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告をしなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次の事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定のあったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実行するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するもの。
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣府の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 （略）

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の

供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第

四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務

- 大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するも

のとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	君津市の動き
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置（総理府） 		
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年（1976年～1985年） 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法」改正（離婚後の氏名選択の自由） 		
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県婦人問題行政連絡協議会設置 	
昭和53年 (1978年)			<ul style="list-style-type: none"> 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置 	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 各支庁に婦人問題担当窓口を設置 	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人広報誌「ちばの婦人」創刊 	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」発効 		<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 千葉県青少年婦人会館開設 	
昭和57年 (1982年)			<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題推進のつどい開催 	
昭和58年 (1983年)			<ul style="list-style-type: none"> 女性管理能力養成講座開設 	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」改正（父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化） 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する意識調査」実施 千葉県婦人問題懇話会設置 	
昭和61年 (1986年)			<ul style="list-style-type: none"> 婦人フォーラム県大会開催 「千葉県婦人計画」策定 婦人の海外派遣（婦人のつばさ）実施 	
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 		
昭和63年 (1988年)			<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人フォーラム開催 	
平成元年 (1989年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する意識調査」実施 	
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置 	
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「さわやか女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 市民福祉部厚生課に「女性に関わる窓口」設置 「君津市女性施策推進研究会」発足
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員や市民を対象に「女性問題に関する意識調査」を実施 「君津市女性施策策定委員会」「君津市女性施策懇話会」設置

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	君津市の動き
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言採択 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」（パートタイム労働法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発行 ・「男女共同参加社会に向けての県民意識調査」実施 	
平成6年 (1994年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置（総理府） ・男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・企画部企画課に「女性施策推進班」設置
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（NGOフォーラム）派遣事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性施策推進班」から「女性施策推進室」に改組
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハーモニーきみつプラン」策定 ・第1回「ハーモニーinきみつ」開催（～平成13（2001）年度まで毎年度実施）
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・「君津市女性海外派遣事業」を実施（平成28（2016）年度末をもって事業廃止）
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 	
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性施策推進室」から「女性国際室」に改称 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議（ニューヨーク）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組 	
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議、男女共同参画局設置（内閣府） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県男女共同参画計画」策定 	
平成14年 (2002年)			<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県女性サポートセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「君津市男女共同参画計画」策定
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権施策推進課」設置
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定 ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 	

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	君津市の動き
平成17年 (2005年)	・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
平成18年 (2006年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 ・「千葉県男女共同参画計画（第2次）」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成19年 (2007年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「人権施策推進課」を「市民生活課」に統合
平成20年 (2008年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正		・「第2次君津市男女共同参画計画」策定
平成21年 (2009年)		・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 ・「育児・介護休業法」改正	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」策定	
平成22年 (2010年)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成23年 (2011年)	・UN Women正式発足		・「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」策定	
平成25年 (2013年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ		・「第3次君津市男女共同参画計画」策定
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」を掲げた ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!Tokyo2014）開催	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
平成27年 (2015年)	・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ・持続可能な開発のためのアジェンダ（SDGs）採択	・「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（一般・事業主行動計画の策定及び公表等） ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成28年 (2016年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正	・「第4次千葉県男女共同参画計画」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	君津市の動き
平成29年 (2017年)		・「育児・介護休業法」改正	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」策定	
平成30年 (2018年)		・「政治分野における男女共同参画推進法」公布、施行 ・「働き方改革関連法」公布		・「第4次男女共同参画計画」策定
平成31・令和元年 (2019年)		・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「刑法」等の改正	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
令和2年 (2020年)	・第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」採択	・性暴力対策強化方針 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		
令和3年 (2021年)		・「育児・介護休業法」改正	・「第5次千葉県男女共同参画計画」策定	・「男女共同参画に関する市民・事業所・中学生意識実態調査」実施
令和4年 (2022年)			・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」策定	・「みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）」策定

9 第5次君津市男女共同参画計画策定にあたっての意識・実態調査結果報告書【概要版】

調査結果報告書について

この調査結果報告書は、市民1,000人、市内事業所500社と市立中学校に通う中学2年生614人を対象に実施したアンケート結果をまとめたものです。

主な調査項目は、次のとおりです。

【市民意識調査】

各場面における男女の地位についての意識、性的マイノリティに関する認知度、家庭内の役割分担、女性が働くことについて、ワーク・ライフ・バランス、DVに関する意識や実態、男女共同参画社会実現のために必要なことなど

【事業所実態調査】

男女別役職数、令和2年度採用状況、男性の育児休業取得率、出産・育児・介護等による退職者の再雇用状況、女性活躍を推進するうえでの課題、テレワーク実施状況、男女共同参画推進のために希望する支援など

【中学生意識調査】

各場面における男女の地位についての意識、女性が働くことについて、身体の性、心の性または恋愛の性に関する実態及び支援策、男女共同参画に関する言葉の認知度など

【調査の概要】

区分	対象	調査方法	調査期間	回収数	回収率
市民	16歳以上の男女1,000人を無作為抽出	郵送配布 ・ Web及び郵送回収	令和3年10月27日から 11月15日まで	302	30.2%
事業所	市内事業所500社を無作為抽出	郵送配布 ・ Web及び郵送回収	令和3年10月27日から 11月15日まで	153	30.6%
中学生	市立中学校に通う 中学2年生614人	Web及び用紙回答	令和3年10月～11月	563	91.7%

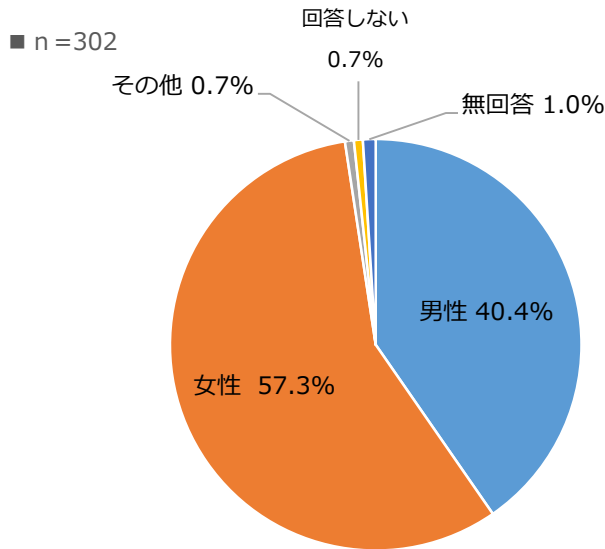
グラフ等を見る際の留意点

- ・グラフ中の「%」は、小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の「N」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。
- ・中学生意識調査の性別について、「その他」及び「回答しない」と回答した生徒については、「性別を答えしていない生徒」として表します。

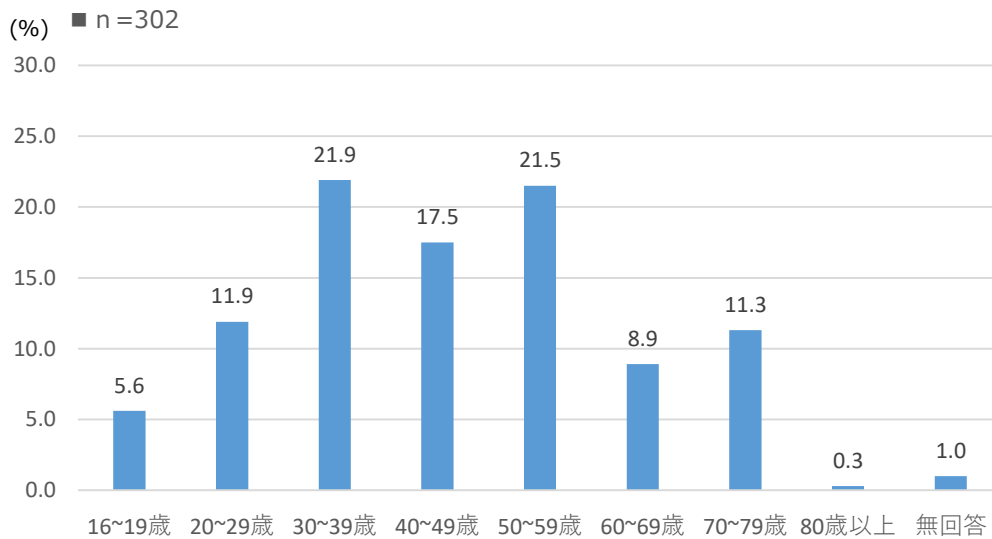
市民意識調査の結果

1 回答者の属性

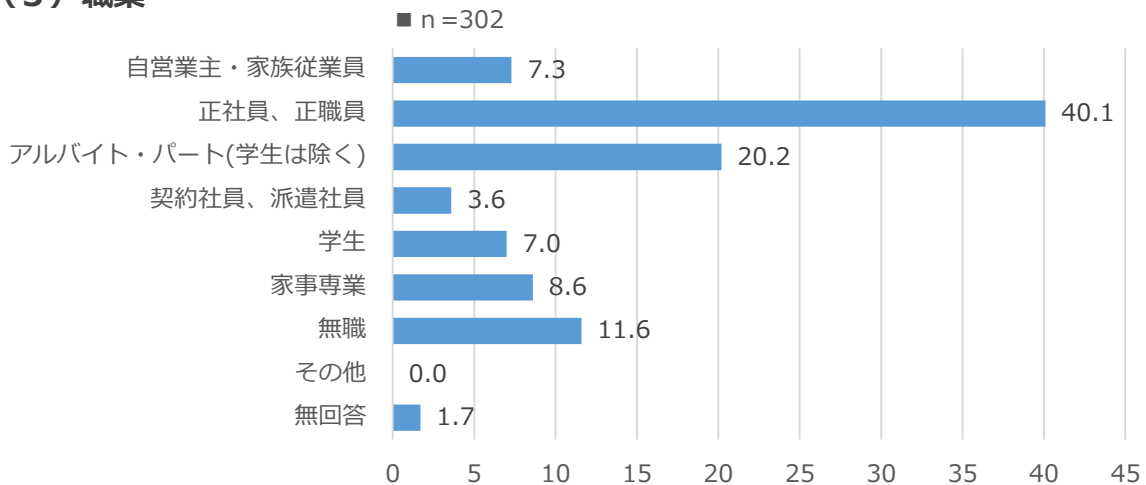
(1) 性別



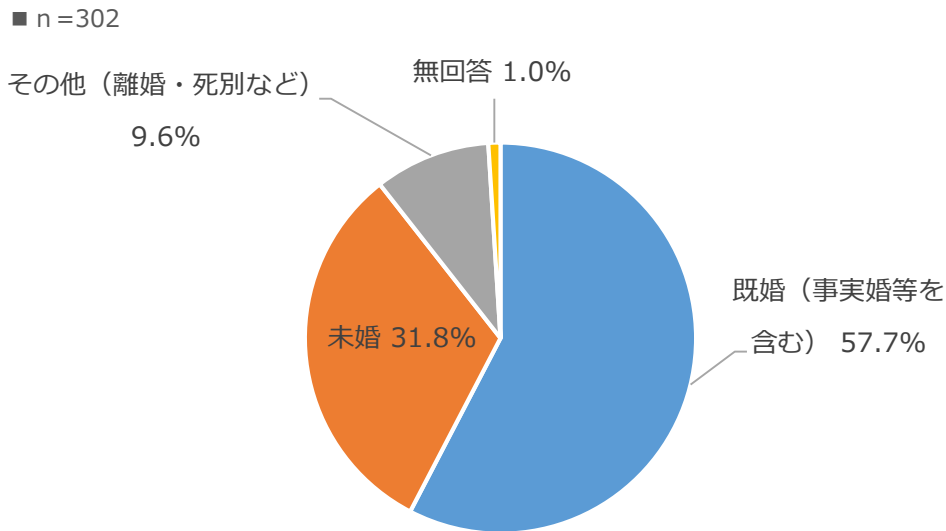
(2) 年齢階層



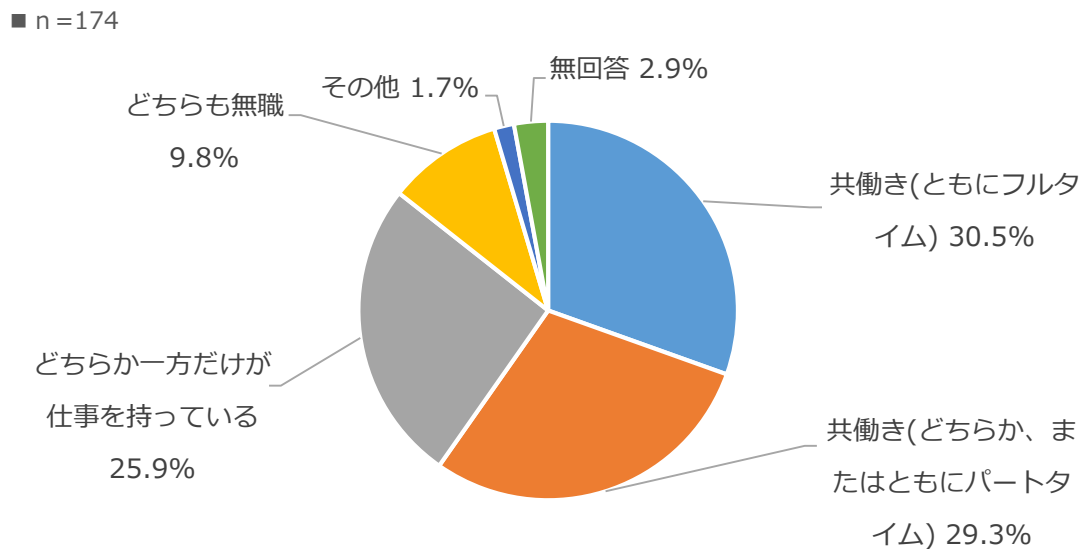
(3) 職業



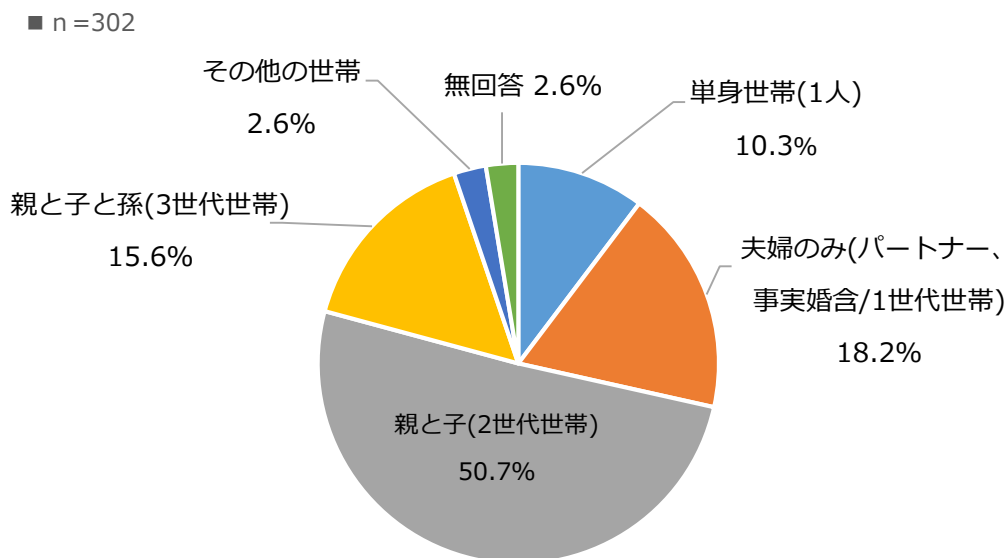
(4) 既婚・未婚の別



(5) 共働き・片働きの別（既婚のみ）



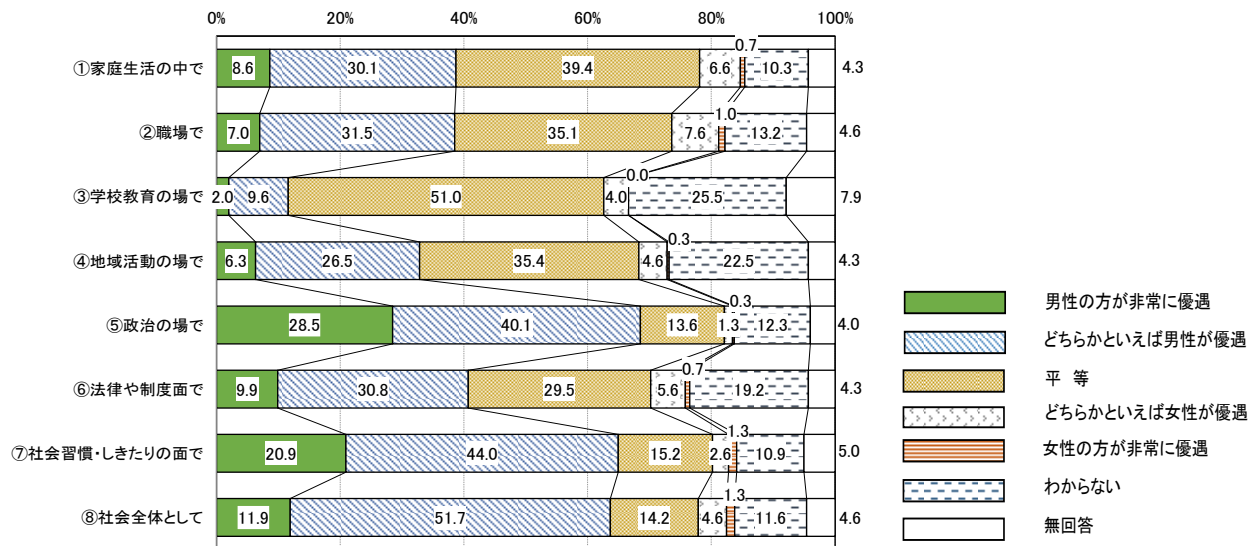
(6) 家族構成



2 調査結果

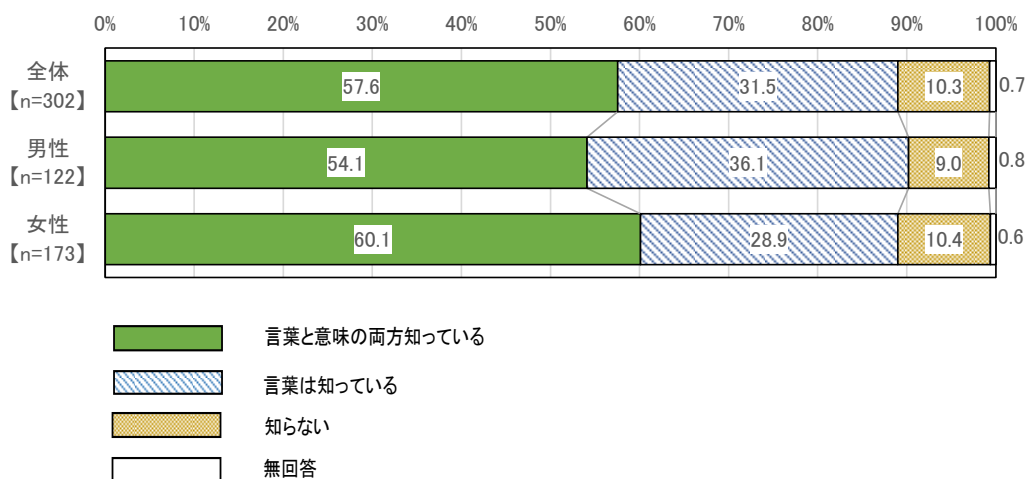
(1) 各場面における男女の地位についての意識

8項目の分野において男女の平等感について質問したところ、全ての分野において「男性優位意識」が強く、特に、政治の場、社会習慣・しきたり、社会全体の3分野では、約6割と高い割合となっています。



(2) 性的マイノリティ（LGBT）に対する認知度

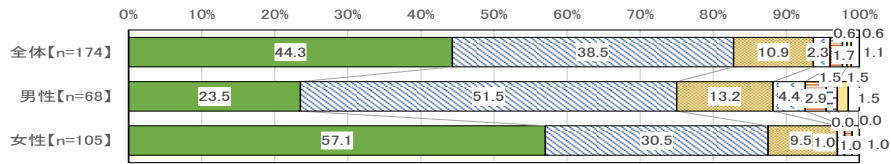
性的マイノリティ（LGBT）について、57.6%と半数以上の方が「言葉と意味の両方知っている」と回答していますが、「意味を知らない」と答えた方も41.8%と比較的高い数値となっています。



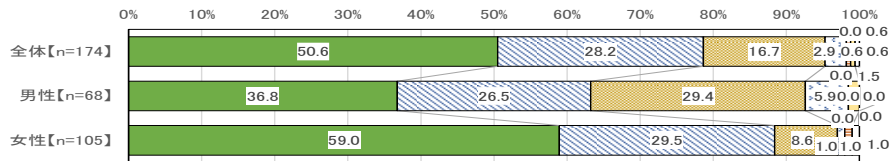
(3) 家庭内の役割分担について

家庭内での家事や子育て、介護等の役割分担を質問したところ、「キ) 家族の介護」を除く全ての項目で、5割以上が「女性が主」と回答しています。なかでも、「(ア) 食事の準備・後片付け」、「イ) 部屋の掃除」、「ウ) 洗濯」、「エ) 日常の買い物」と家事に該当する項目では、7割を超えていることから、家事における役割分担の多くを女性が担っているという結果となりました。

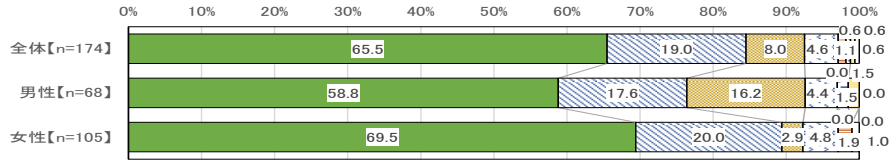
ア) 食事の準備・後片付け



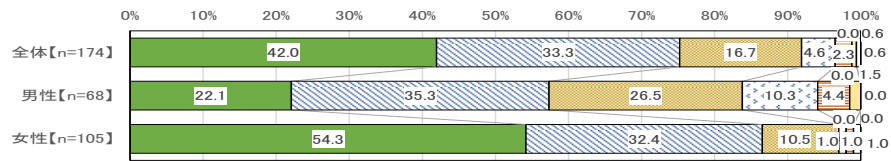
イ) 部屋の掃除



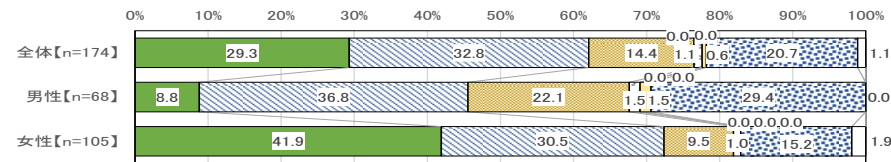
ウ) 洗濯



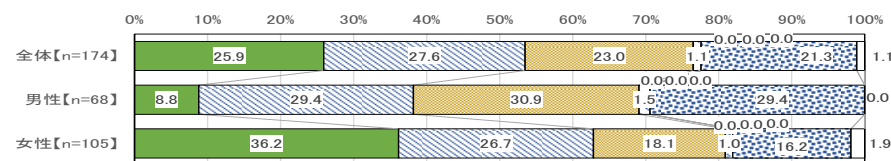
エ) 日常の買い物



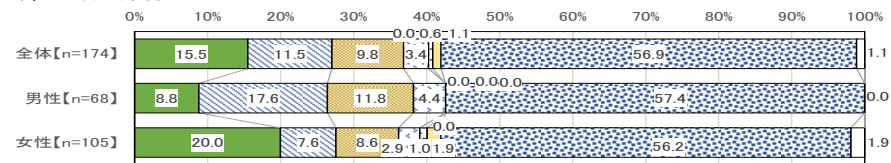
オ) 子どもの世話



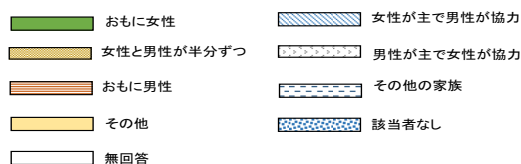
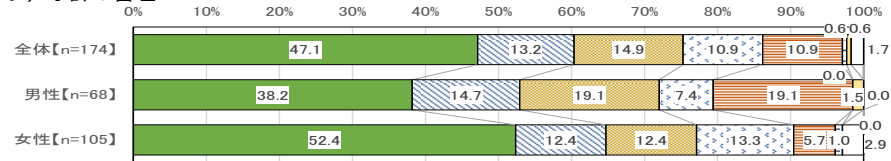
カ) 子どもの教育



キ) 家族の介護

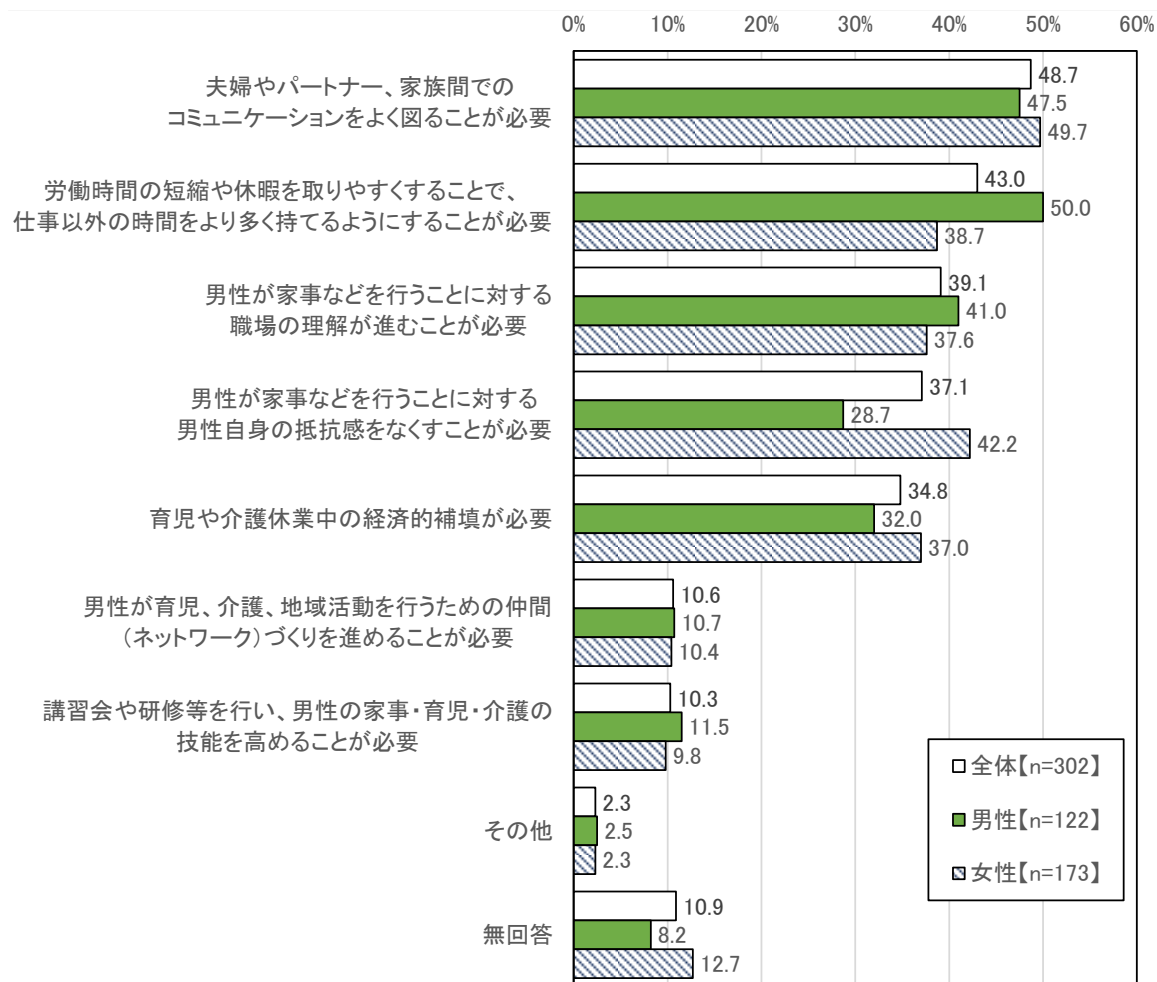


ク) 家計の管理



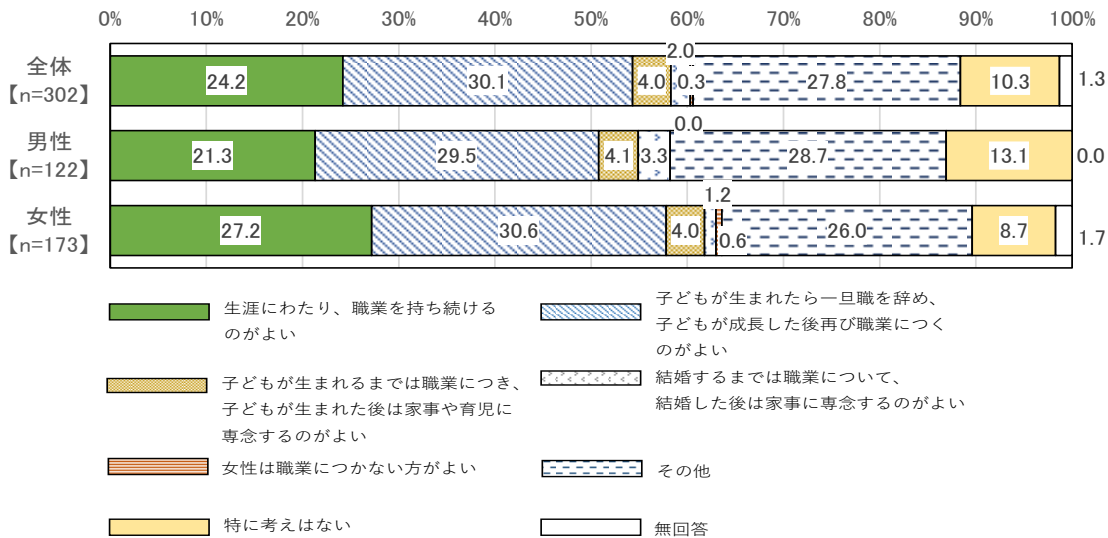
(4) 男性が家事・育児・地域活動等に参加するために必要なこと

「夫婦やパートナー、家族間でのコミュニケーションをよく図ることが必要」が48.7%と最も多く、「労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすることが必要」が43.0%、「男性が家事などを行うことに対する職場の理解が進むことが必要」が39.1%、「男性が家事などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすことが必要」が37.1%、「育児や介護休業中の経済的補填が必要」が34.8%の順となっています。



(5) 女性と職業について

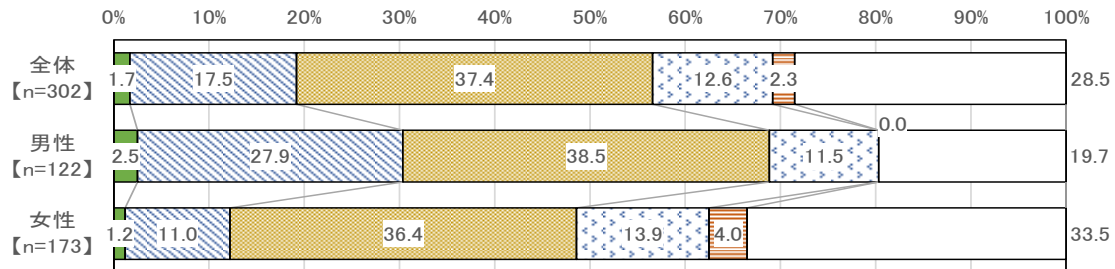
女性が職業(仕事)を持つことについて、「子どもが生まれるたら一旦職を辞め、子どもが成長した後再び職業につくのがよい」が30.1%、「生涯にわたり、職業を持ち続けるのがよい」が24.2%と、この2つで全体の5割以上を占めています。



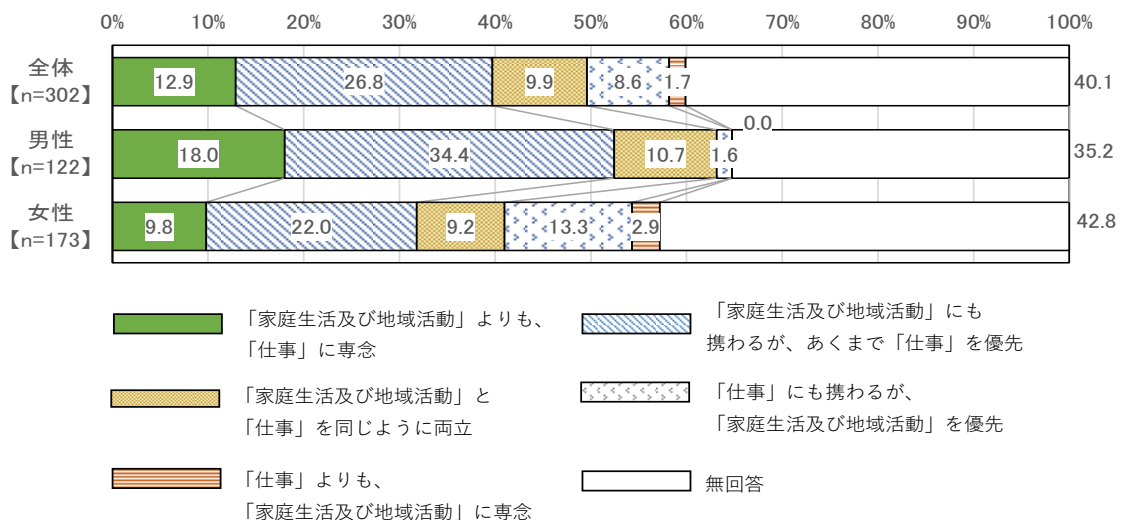
(6) 「仕事」と「家庭生活及び地域活動」について、現状とあるべき姿

理想は、「家庭生活や地域活動と仕事の両立」37.4%ですが、実際の状況は、「仕事が優先」が66.6%と理想と現実が違っていることが伺えます。

【本来あるべき姿】



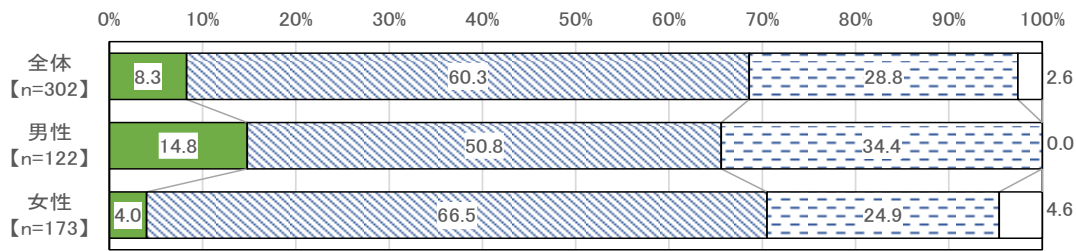
【実際の家庭での状況】



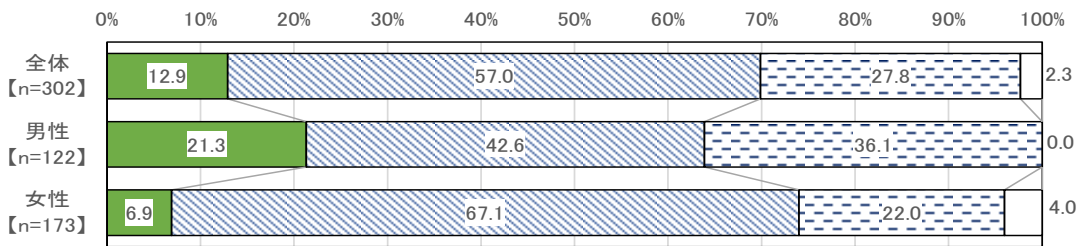
(7) 役職等（PTA会長・自治会長・職場の管理職・市の審議会委員）への就任依頼

どの役職についても、女性より男性の方が「承諾する」という割合が高くなっています。

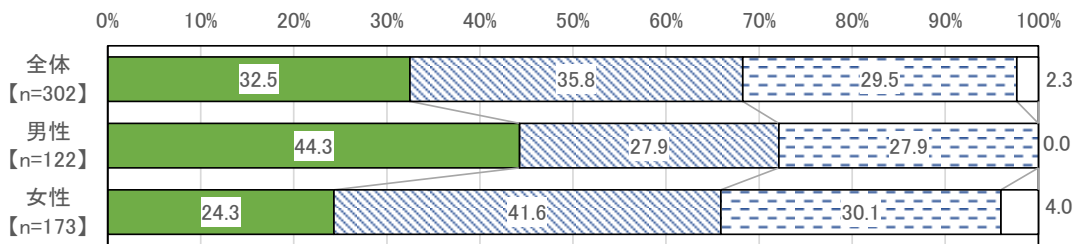
ア) PTA会長



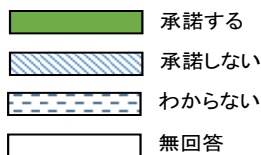
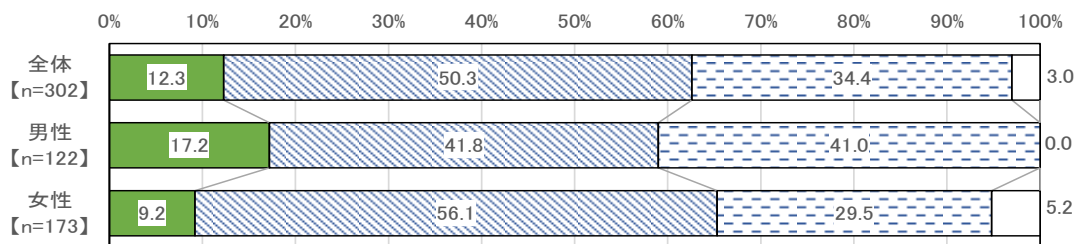
イ) 自治会長



ウ) 職場の管理職



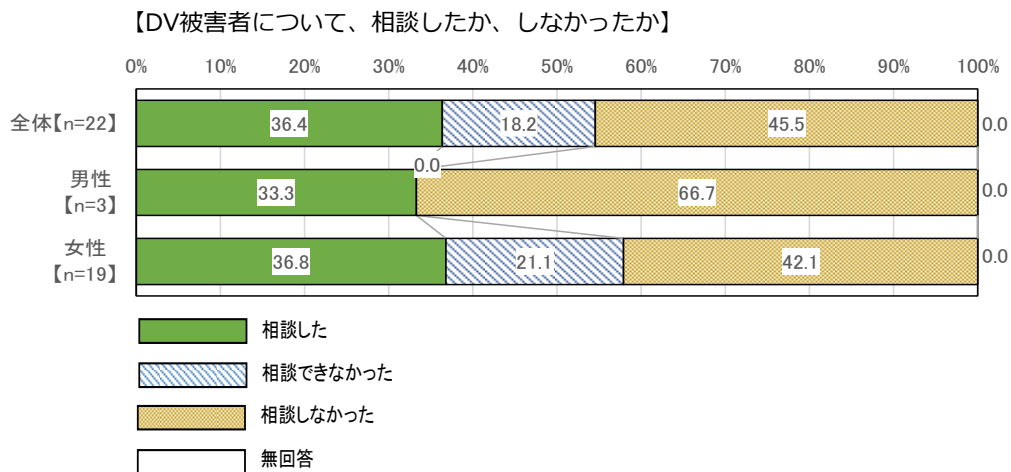
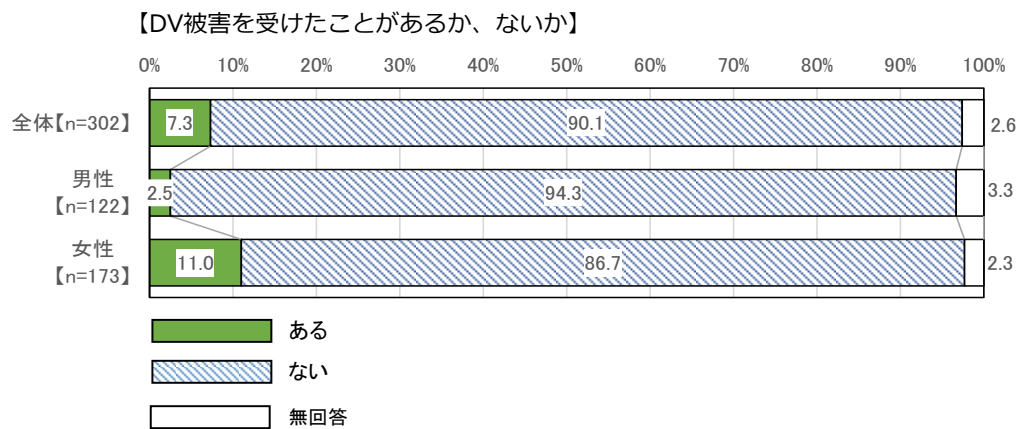
エ) 市の審議会等の委員



(8) ドメスティック・バイオレンスの現状

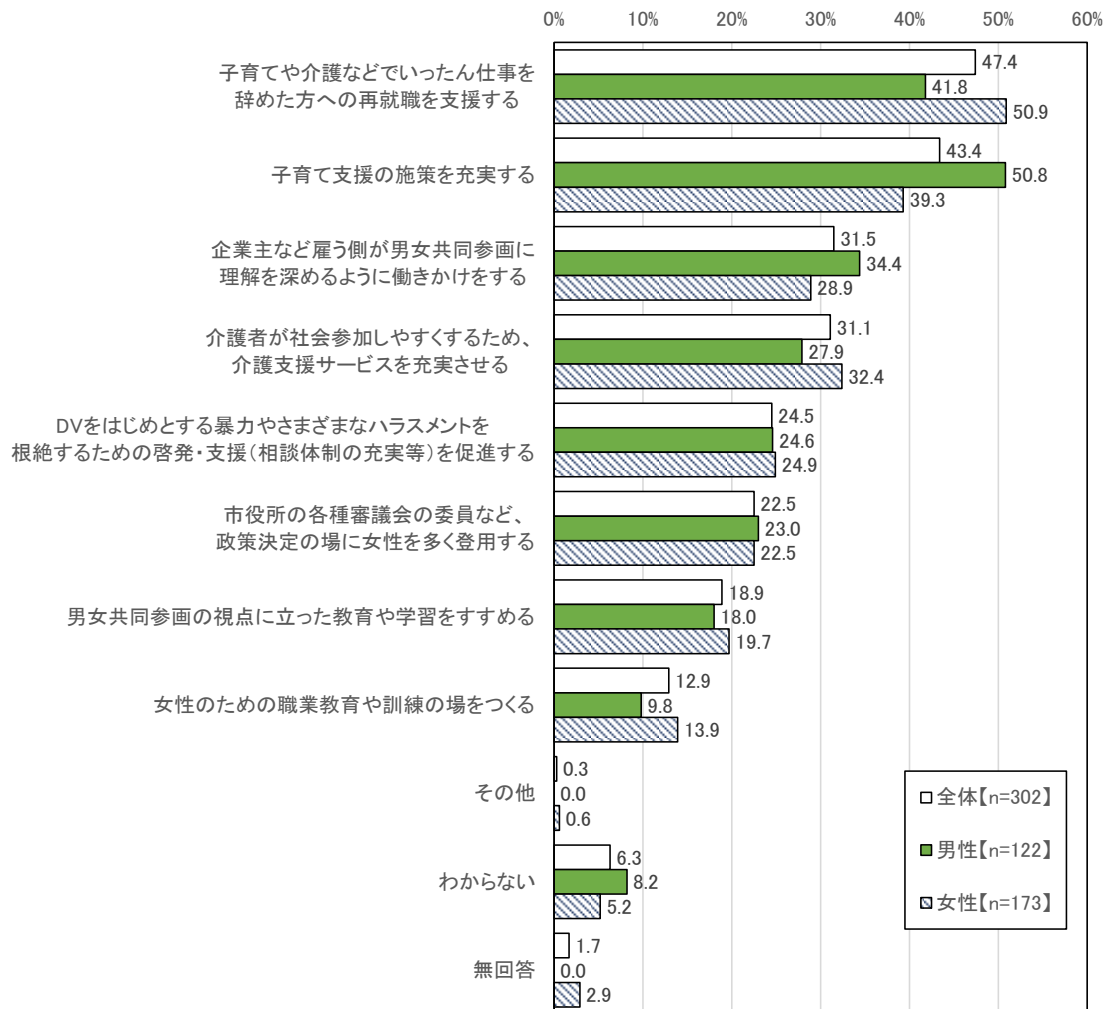
パートナー（配偶者や恋人など）からDVを受けたことがあると答えた人は、全体の7.3%で、男性よりも女性の方が高い割合となっています。

また、被害にあった人の63.7%が「相談できなかった」、「相談しなかった」と答えています。



(9) 男女共同参画社会実現のために注力してほしい施策について

「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた方への再就職を支援する」が47.4%で最も多く、「子育て支援の施策を充実する」が43.4%、「企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする」が31.5%などの順となっています。

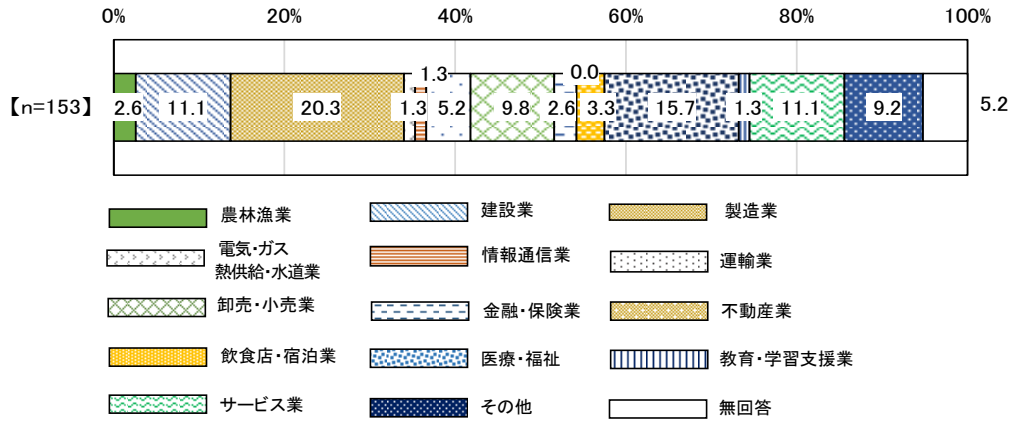


事業所実態調査の結果

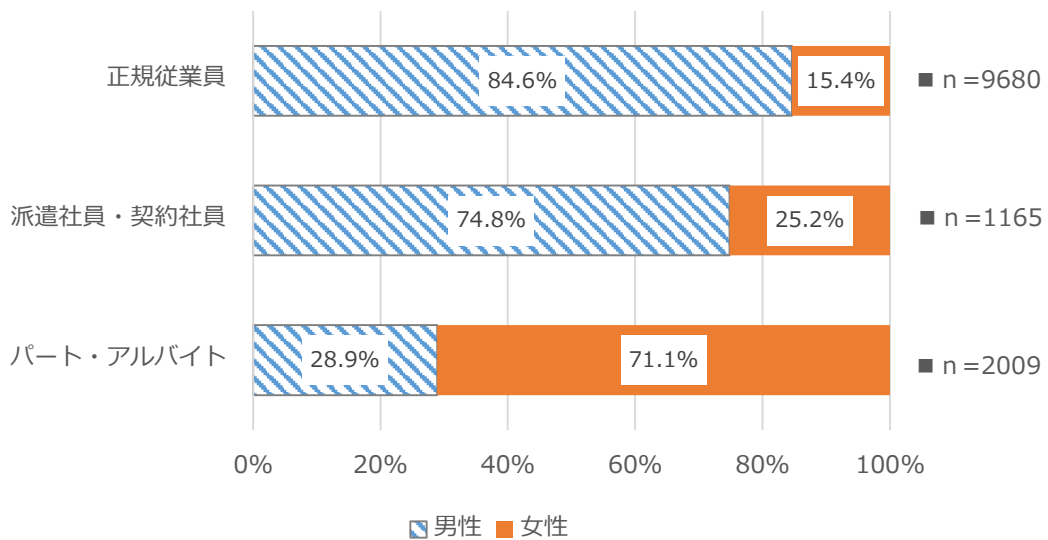
1 回答事業所の属性

(1) 業種

「製造業」20.3%、「医療・福祉」15.7%、「建設業」と「サービス業」が同率の11.1%、「卸売・小売業」9.8%となっています。



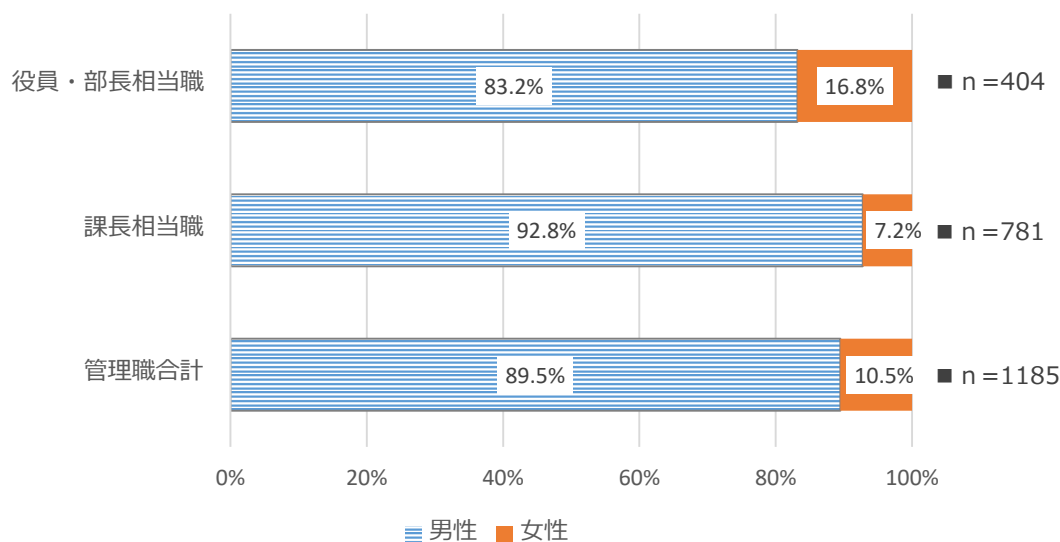
(2) 従業員の雇用形態



2 調査結果

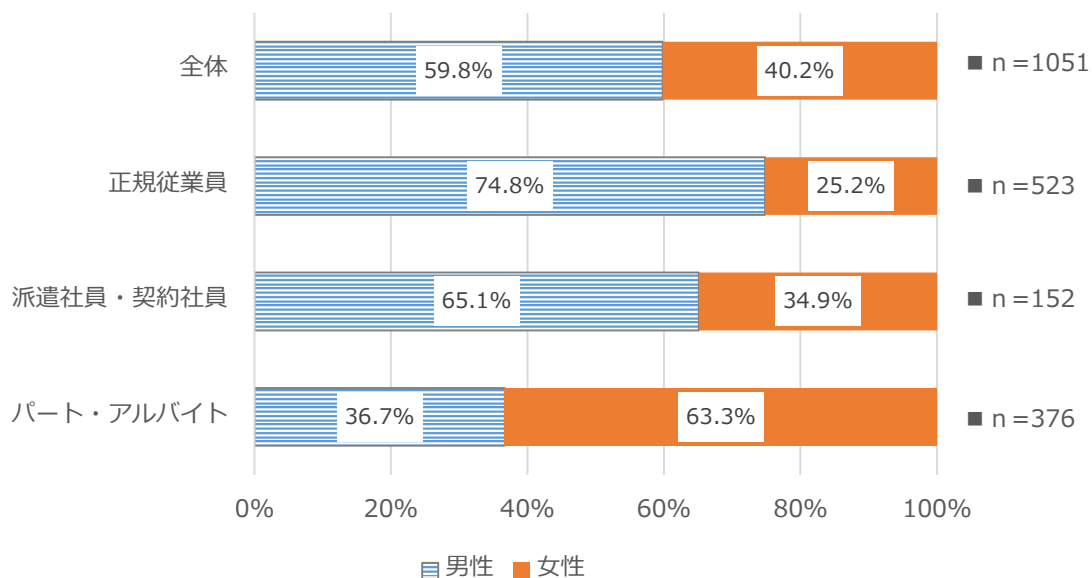
(1) 事業所の男女別役職数

女性の役職者数は、全体として、10.5%と非常に低い結果となっています。



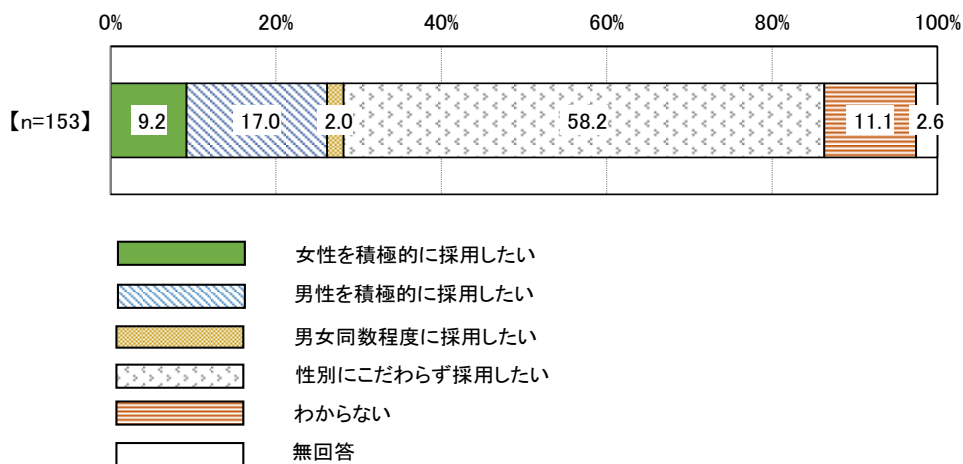
(2) 令和2年度採用状況

回答事業所の令和2年度の採用従業員の合計人数は、1,051人で、その性別の内訳は「男性」が59.8%、「女性」が40.2%となっています。採用区分別にみると、正規従業員、派遣社員・契約社員では男性の採用が約6割から約7割と高い割合となっています。



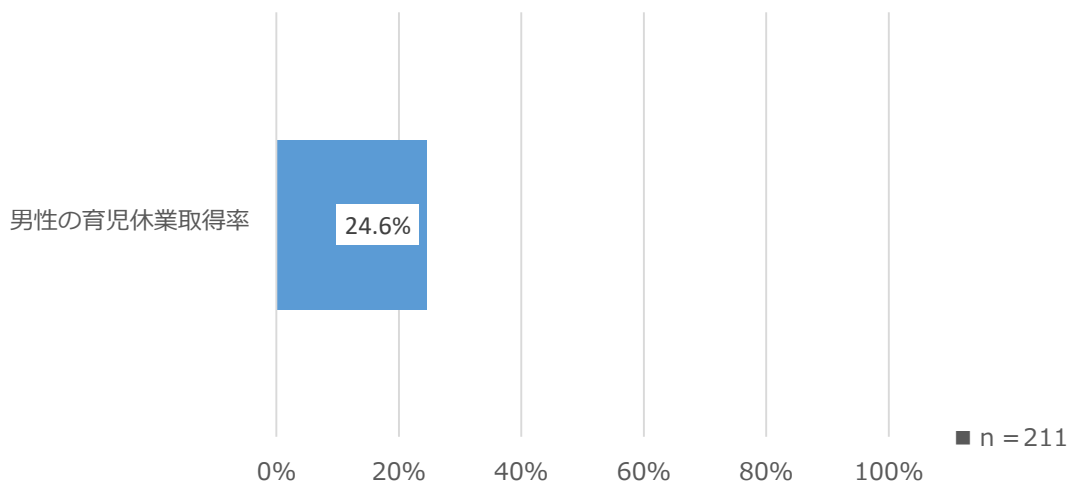
(3) 今後の採用についての方向性

全体で「性別にこだわらず採用したい」が58.2%と最も高くなっています。また、「女性を積極的に採用したい」は9.2%であるのに対し、「男性を積極的に採用したい」は17.0%となっています。



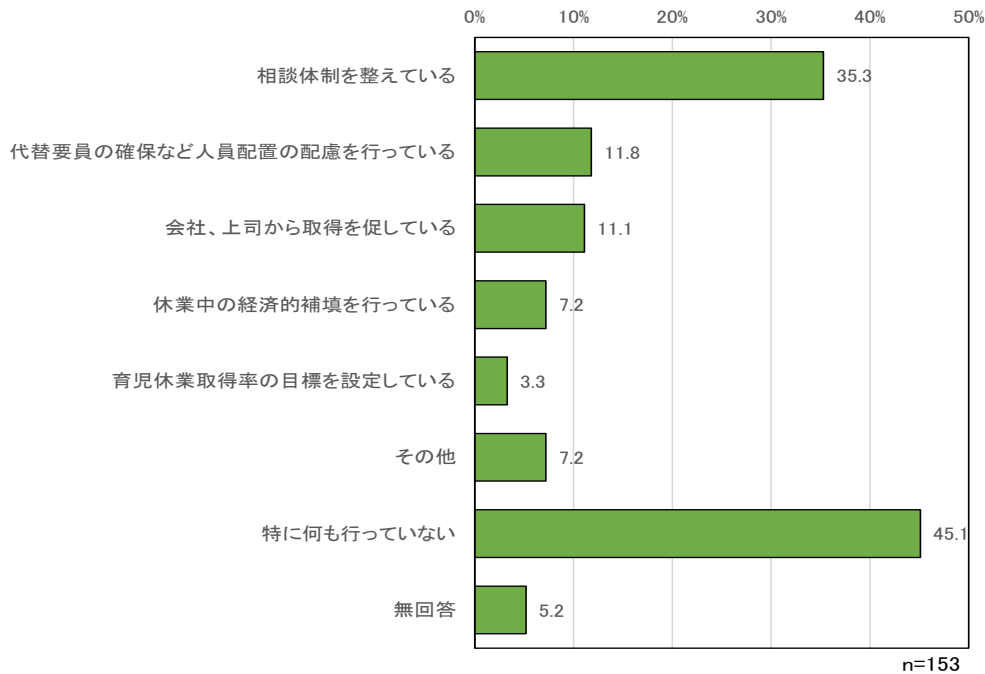
(4) 男性の育児休業取得率

配偶者が出産した従業員で育児休業を取得した人数は、約25%と低い結果となっています。



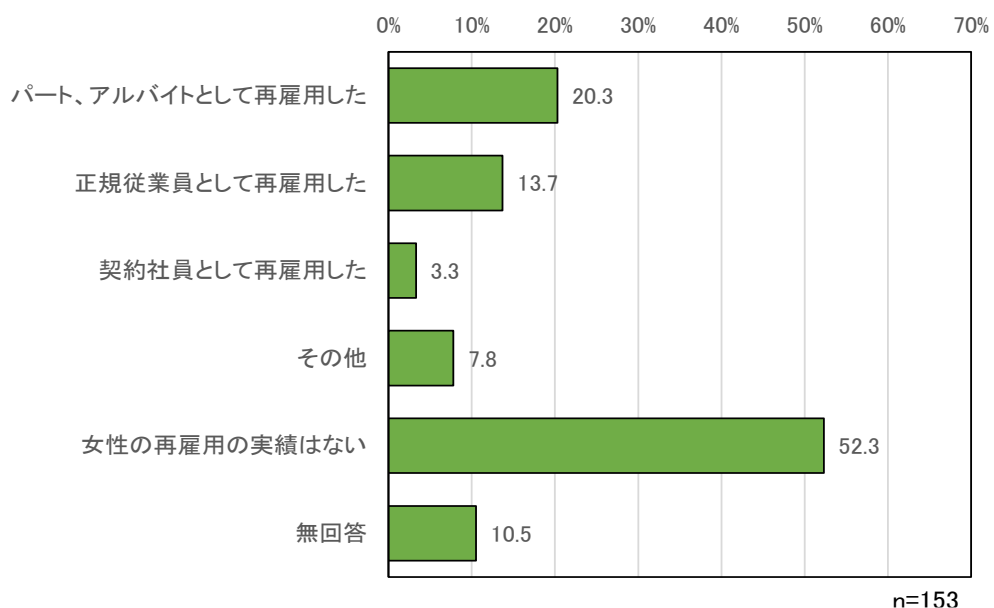
(5) 男性の育児休業取得促進策について

男性の育児休業取得のための方策として、35.3%が「相談体制を整えている」と回答していますが、45.1%は「特に何も行ってない」と回答していることから、市内事業所に対して積極的に男性育休の取得促進策について働きかけていく必要があります。



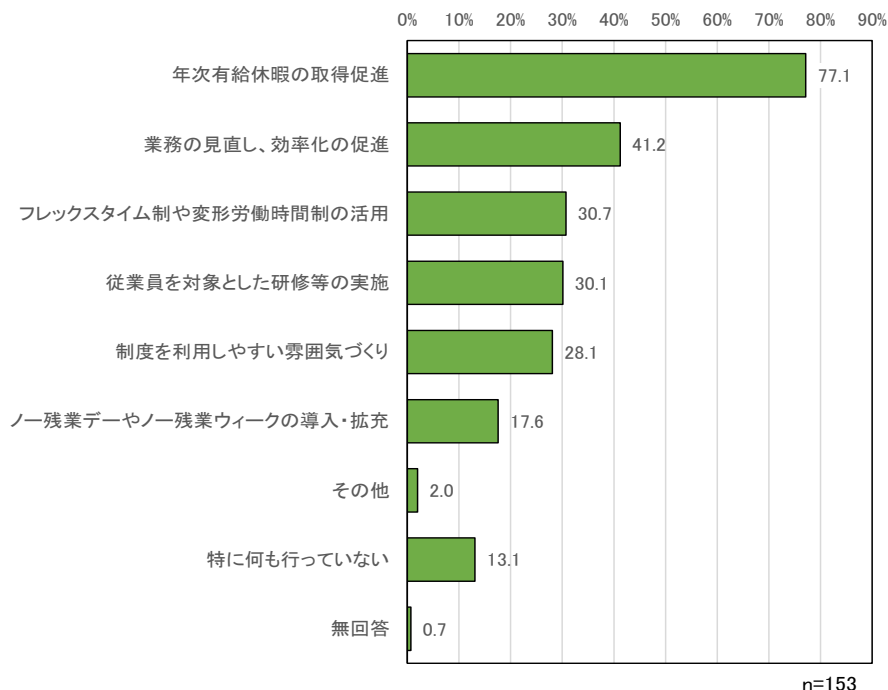
(6) 出産、育児、介護等による退職者の再雇用について

出産、育児、介護等を理由に退職した女性の再雇用について、52.3%が「女性の再雇用実績はない」と回答していることから、出産、育児、介護等を理由に退職した人に対する再雇用を事業所に働きかける必要があります。



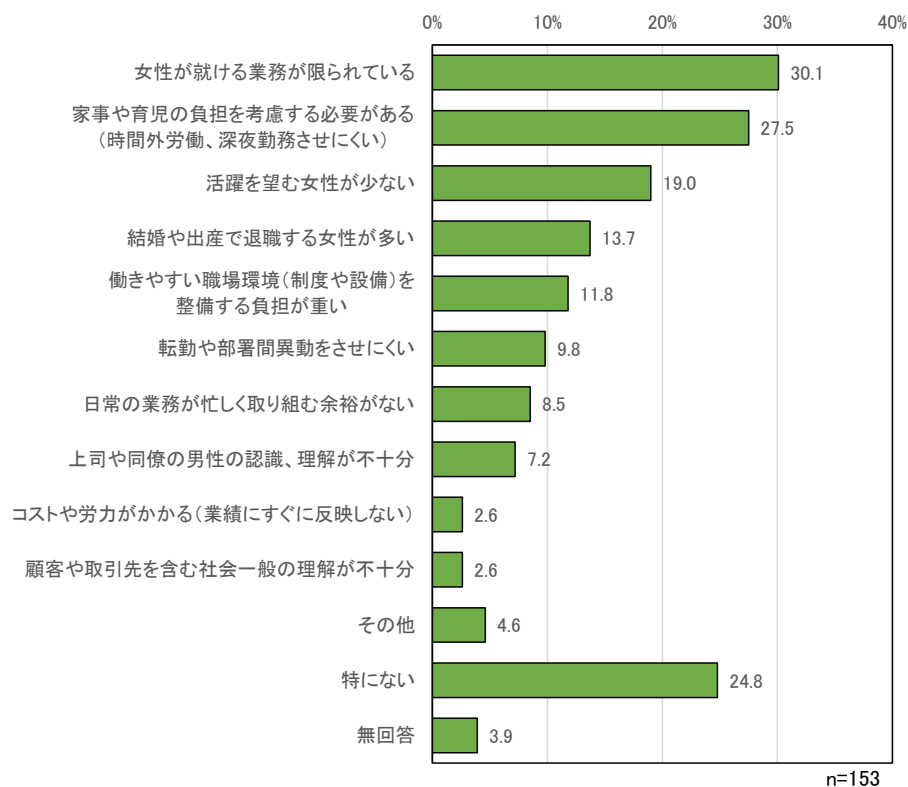
(7) ワーク・ライフ・バランスに向けた取組について

「年次有給休暇の取得促進」が77.1%が最も多く、「業務の見直し、効率化の促進」が41.2%、「フレックスタイム制や変形労働時間制の活用」が30.7%、「従業員を対象とした研修等の実施」が30.1%、「制度を利用しやすい雰囲気づくり」が28.1%、「ノー残業デーやノー残業ウィークの導入・拡充」が17.6%となっています。



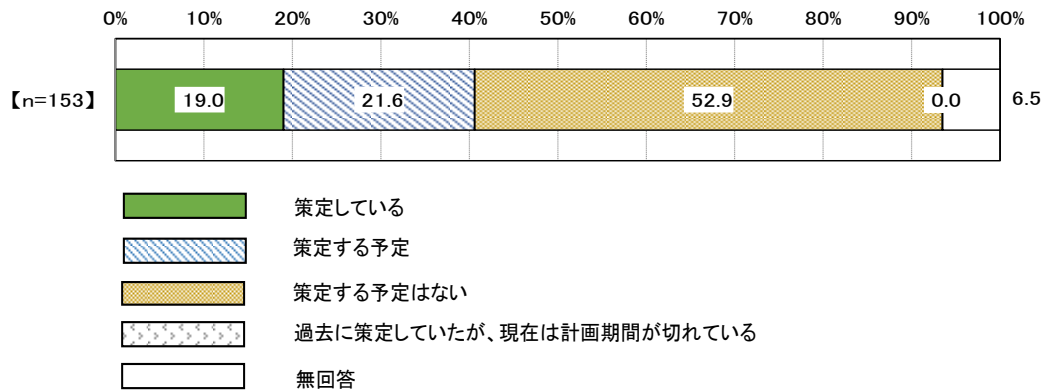
(8) 女性活躍の推進をするうえでの課題

「女性が就ける業務が限られている」30.1%、「家事や育児の負担を考慮する必要がある（時間外労働、深夜勤務させにくい）」27.5%、「活躍を望む女性が少ない」19.0%、「結婚や出産で退職する女性が多い」13.7%、「働きやすい職場環境（制度や設備）を整備する負担が重い」11.8%となっています。



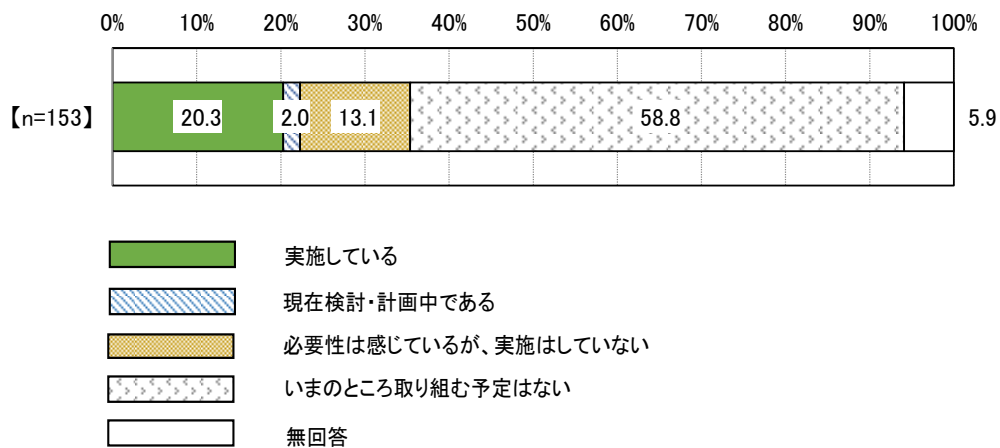
(9) 一般事業主行動計画の策定の有無

一般事業主行動計画を「策定している」事業所は、19.0%となっています。約2割の事業所が「策定する予定」と答えていることから、一般事業主行動計画策定に向けた支援が必要です。



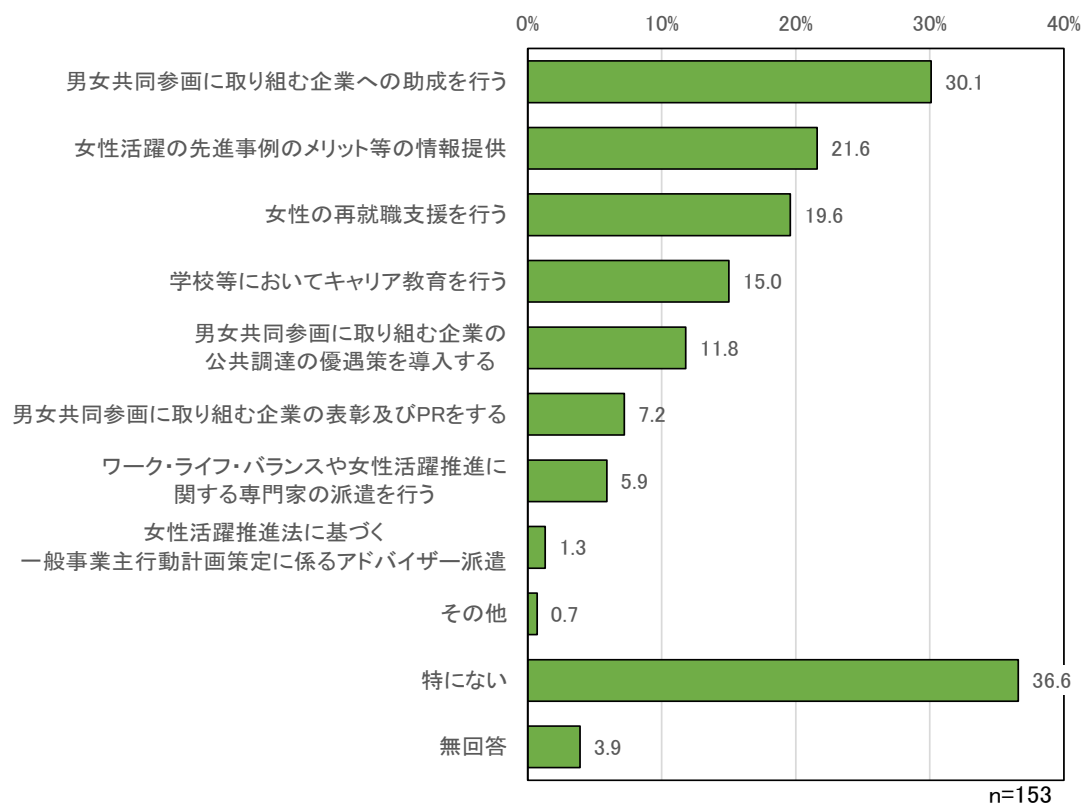
(10) テレワークの実施状況

テレワークを実施している事業所は、20.3%でした。2.0%が「現在検討・計画中である」、13.1%が「必要性は感じているが、実施はしていない」と回答した事業所もあることから、実施可能な事業所に対して、積極的な働きかけが必要です。



(11) 男女共同参画を推進するために希望する支援

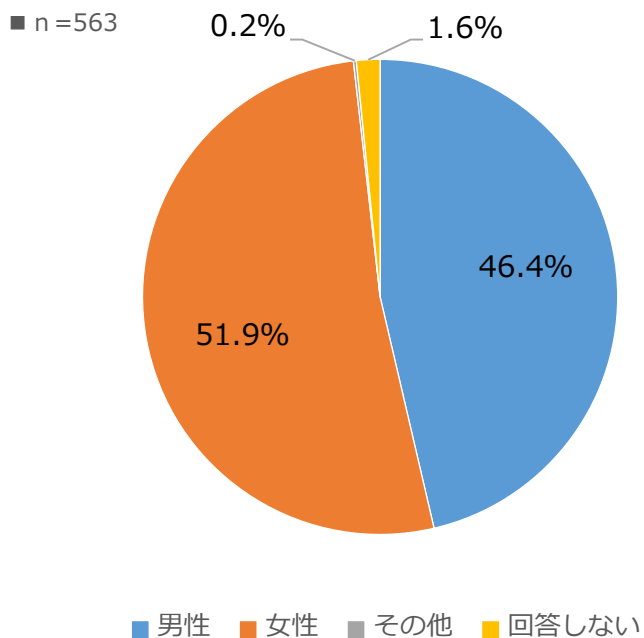
「男女共同参画に取り組む企業への助成を行う」が30.1%と最も多く、「女性活躍の先進事例のメリット等の情報提供」が21.6%、「女性の再就職支援を行う」が19.6%、「学校等においてキャリア教育を行う」が15.0%、「男女共同参画に取り組む企業の公共調達の優遇策を導入する」が11.8%の順となっています。



中学生意識調査の結果

1 回答者の属性

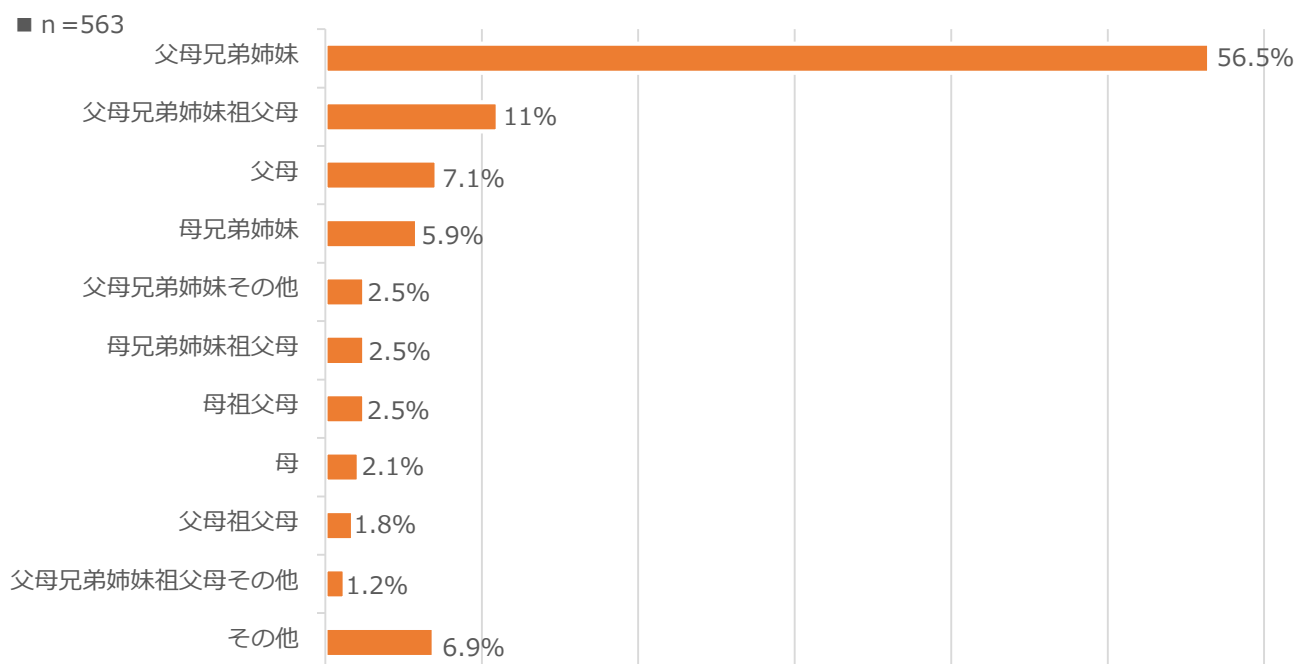
(1) 性別



2 調査結果

(1) 家族構成

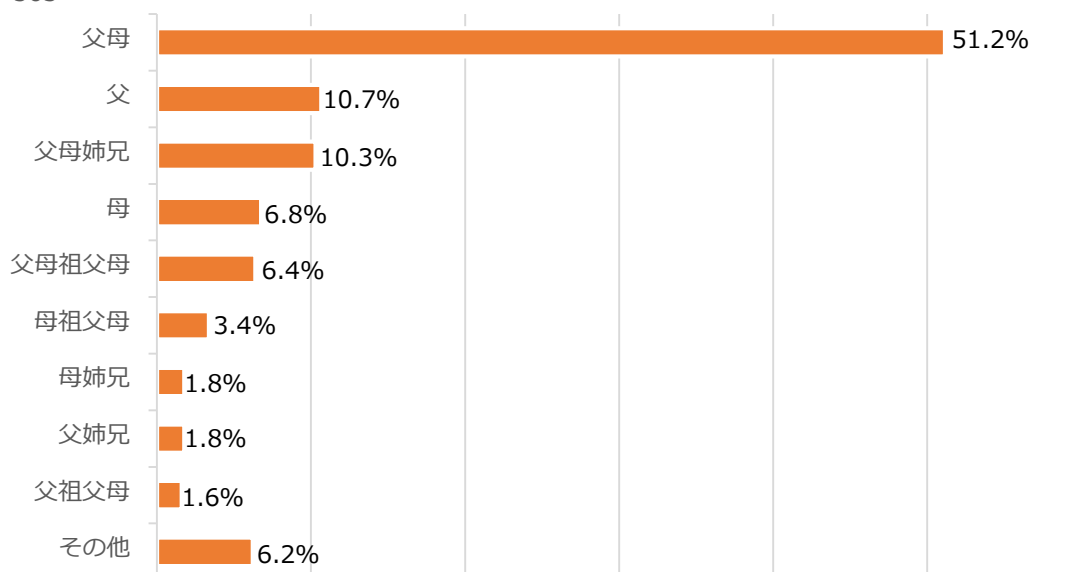
「父母兄弟姉妹」が56.5%と最も多く、「父母兄弟姉妹祖父母」が11%、「父母」が7.1%、「母兄弟姉妹」が5.9%などの順になっています。



(2) 家庭内の働いている人について

「父母」が51.2%と最も多く、「父母姉兄」が10.3%、「父母祖父母」が6.4%なども合わせると67.9%と、共働き家庭が多くを占めています。

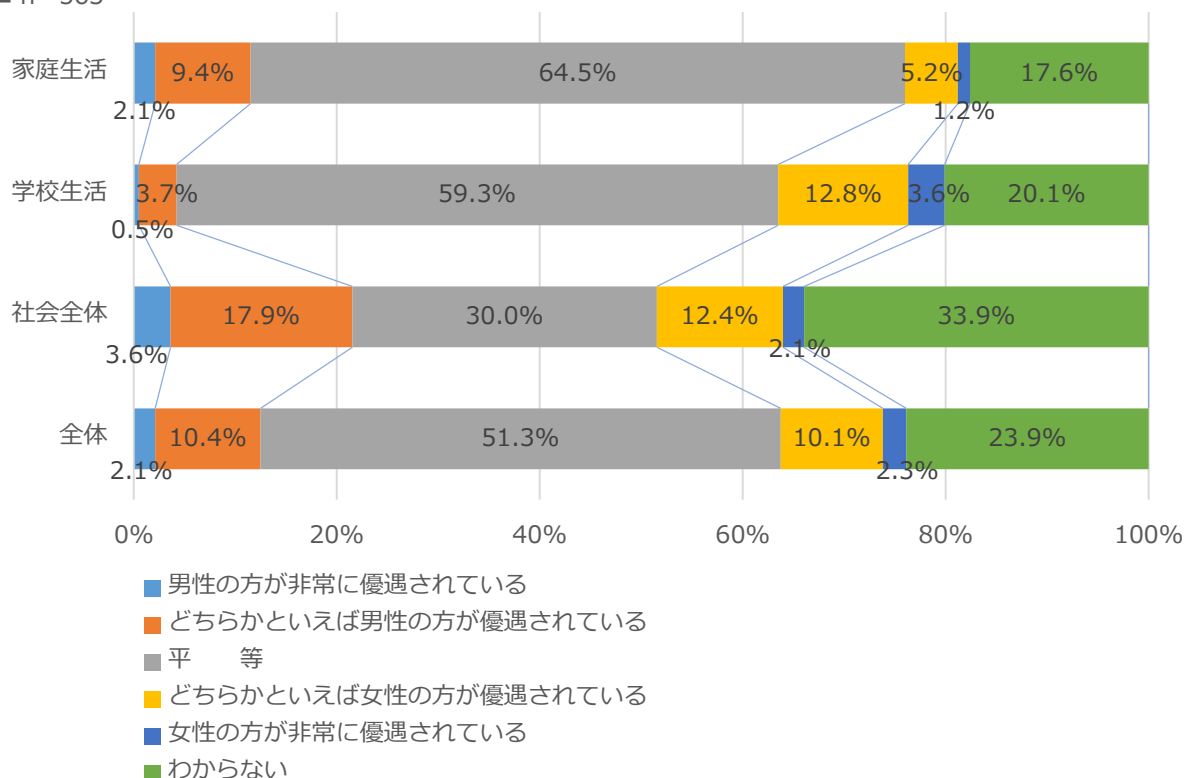
■ n=563



(3) 各場面における男女の地位についての意識

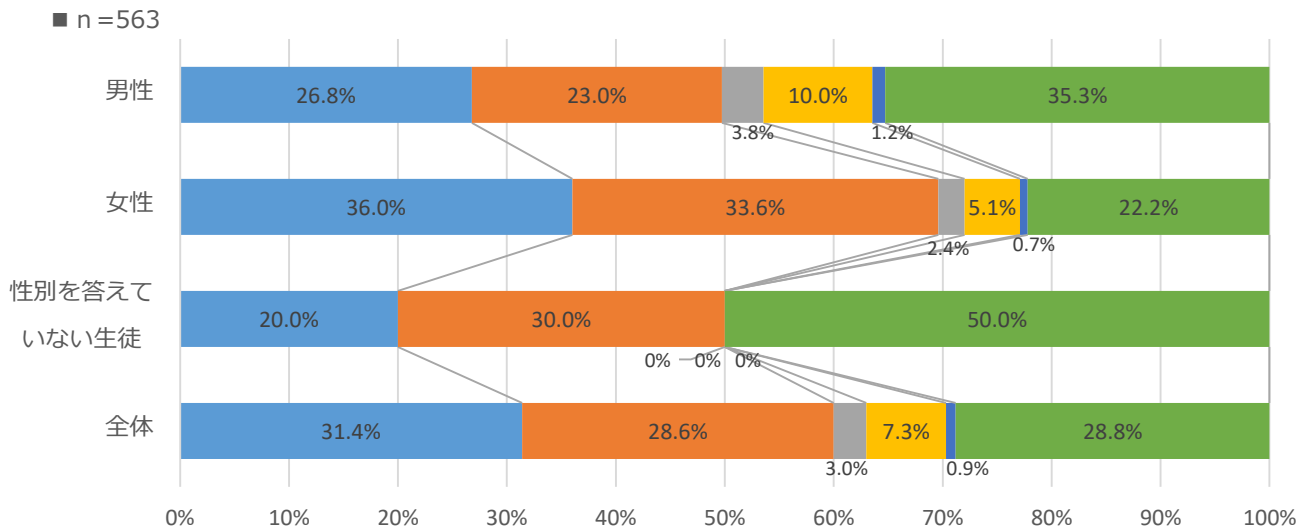
男女が平等だと思うかどうかについては、「家庭」が64.5%、「学校」が59.3%、「社会全体」が30%と、対象範囲が広がるにつれて「平等」と回答する割合が低くなっています。一方で、対象範囲が広がるにつれて「わからない」と回答した割合も高くなっており、社会全体に関しては、約3分の1の生徒が「わからない」（33.9%）と回答しています。

■ n=563



(4) 一般的に女性が仕事をするについて

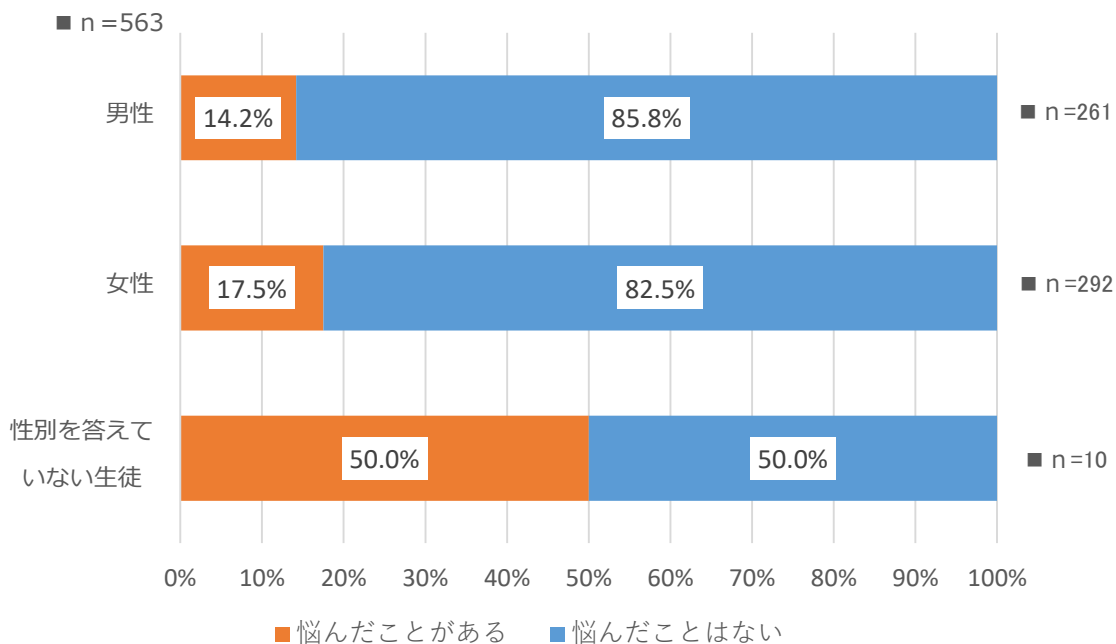
全体として「子どもができたら仕事をやめ、子どもが成長したら再び働く方が良い」が31.4%と最も高く、「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと働き続ける方が良い」が28.6%などの順になっていることから、子育てをしながら、生涯にわたり仕事を持つ方が良いと考えていることがわかります。一方で、「わからない」(28.8%)と答えた割合も高く、その割合は「女性」(22.2%)に比べ「男性」(35.3%)の方が高くなっています。



- 子どもができたら仕事をやめ、子どもが成長したら再び働く方が良い
- 子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと働き続ける方が良い
- 結婚するまで仕事をし、結婚したらやめる
- 子どもができるまでは仕事をし、子どもができたらやめる
- 女性は仕事をしない方がよい
- わからない

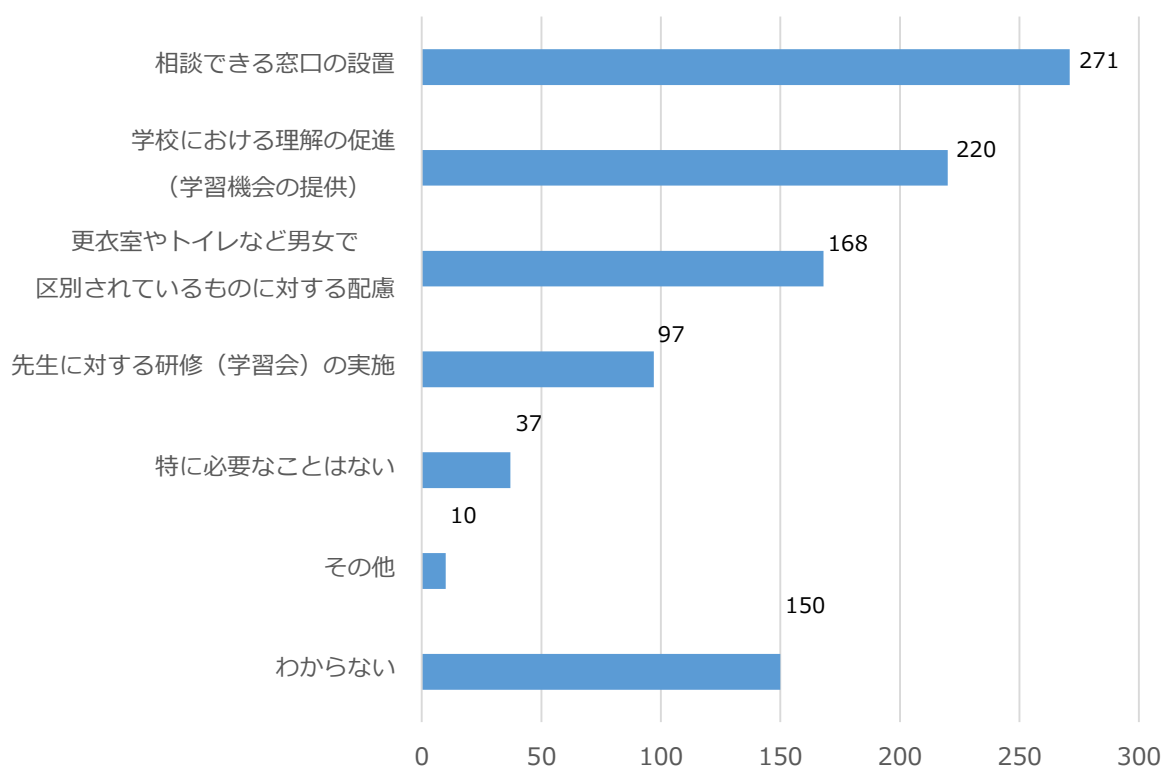
(5) 身体の性、心の性または恋愛の性などの悩みについて

「男性」で14.2%、「女性」で17.5%、「性別を答えていない生徒」が50%と、身体の性、心の性または恋愛の性で悩んだことのある生徒が決して少ないわけではないことがわかります。



(6) 身体の性、心の性または恋愛の性で悩んでいる人の支援策について

「相談できる窓口の設置」(271)が最も多く、「学校における理解の促進」(220)、「更衣室やトイレなど男女で区別されているものに対する配慮」(168)などの順となっています。



(7) 男女共同参画に関する言葉の認知度

DV（ドメスティック・バイオレンス）について、「聞いたことがあり、内容も知っている」（66.3%）と答えた生徒が最も多く、「セクシュアルハラスメント」（60.8%）についても高い認知度となっています。しかしながら、「デートDV」（43.2%）、「ジェンダー」（38.9%）、「LGBT」（44.1%）については、半数程度の生徒が「聞いたことがない」と回答しており、「男女平等参画社会」（52.9%）、「ワーク・ライフ・バランス」（72.7%）にいたっては、半数以上の生徒が聞いたことがないと回答しています。

